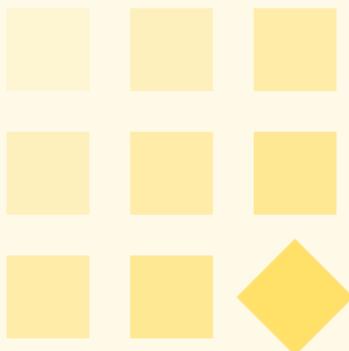


やっかん

ご契約のしおり・約款



無配当〈子ども保険〔2009〕〉



この冊子は、ご契約にともなう**大切なこと**がらを記載したものです。後ほどお送りする保険証券とともに**大切に保存し**、ご活用ください。
また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

Aflac アフラック



はじめに

この冊子は、ご契約にともなう大切なことのうちを記載したものです。後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

「ご契約のしおり」は

ご契約についての重要事項、
お手続などをわかりやすくご説明しています。

「約款」は

ご契約についてのとりきめを、
詳しくご説明しています。





目次

ご契約のしおり

●主な保険用語のご説明	6
-------------	---

「夢みる子どもの学資保険」について

●「夢みる子どもの学資保険」の特長としくみについて	10
●「夢みる子どもの学資保険」のお支払について	11
●「保険料払込免除特則」について	12
●「出生前加入特則」について	14
●対象となる不慮の事故について	15

お支払いできない場合について

●お支払いできない場合について	16
-----------------	----

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例

●お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例	19
--------------------------------	----

お申込にあたって

●申込書はご自身で正確にご記入ください	20
●生命保険募集人について	20
●クーリング・オフ制度(お申込の撤回または解除について)	21
●保険料などをお払込みいただく際のご注意	22
●保険証券などについて	22
●現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、 新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ	22
●「保険料払込免除特則」を付加したご契約の告知と告知 義務について	23
●告知が事実と相違する場合	24
●保障の開始	26

保険料のお払込について

●保険料のお払込方法(回数)	27
●保険料のお払込方法(経路)	27

●保険料の前納	28
●保険料のお払込が不要となった場合のお取扱	29
●保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効	30
●ご契約の復活	31
●お支払事由などが生じた際に、未払込保険料がある場合	32
●保険料のお払込が困難な場合	34

ご契約後について

●解約と解約払戻金について	35
●ご契約者に対する貸付について	36
●給付金等のご請求手続について	37
●給付金等のお支払の時期について	37
●「指定代理請求特約」について	39
●ご契約の内容の変更	41
●管轄裁判所について	41

その他生命保険に関するお知らせ

●犯罪収益移転防止法にもとづく取引時確認について	42
●被保険者による解約請求について	42
●お受取人による保険契約の存続(介入権)について	43
●個人情報の取扱いについて	44
●特定個人情報等の取扱いについて	48
●「米国内国歳入法」(米国税法)の対応について	49
●租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律にもとづく取引時確認について	51
●「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について	53
●「生命保険契約者保護機構」について	55
●税法上の取扱いについて	59

約款・特約条項

約款・特約条項

こども保険(2009) 普通保険約款	64
指定代理請求特約	81
保険料口座振替特約	85
保険料クレジットカード支払特約	90
責任開始期に関する特約	94

別表

別表	97
----	----

目的別目次

つぎのような場合にはご案内のページをご覧ください。

ご契約に際して

- ① 保険用語の意味を
知りたい

主な保険用語の
ご説明

P6

- ② 申込を撤回したい

クーリング・オフ制
度

P21

- ③ 健康状態などの告知
について知りたい

「保険料払込免除特則」
を付加したご契約の告
知と告知義務について

P23

- ④ いつから保障が開始
するのか知りたい

保障の開始

P26

- ⑤ この保険のしくみが
知りたい

「夢みるこどもの学資
保険」

P10

保険料について

⑥ 保険料の払込方法を変えたい

保険料のお払込方法(回数)

P27

保険料のお払込方法(経路)

P27

⑦ 効力を失った保険をもとに戻したい

ご契約の復活

P31

ご契約後について

⑧ 給付金等の請求手続について知りたい

給付金等のご請求手続について

P37

⑨ 学資年金などが受取れないケースについて知りたい

お支払いできない場合について

P16

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的な事例

P19

⑩ 保険料払込免除の請求ができない場合について知りたい

「指定代理請求特約」について

P39

⑪ 保険を解約したい

解約と解約払戻金について

P35

⑫ 保険料や学資年金などにかかる税金について知りたい

税法上のお取扱について

P59

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただけにあたって、「主な保険用語のご説明」をご覧ください。

あ

受取人【うけとりにん】

給付金・保険金・年金などを受取る人のことをいいます。

か

解除【かいじょ】

告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。この場合、以後の保障はなくなります。

解約【かいやく】

保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。この場合、以後の保障はなくなります。

解約払戻金【かいやくはらいもどしきん】

ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。

学資一時金【がくしいちじきん】

高校入学準備などのための給付金(学資金)をいいます。

学資年金【がくしへんきん】

大学などの入学準備および学生生活支援のための給付金(学資金)をいい、4年間の確定年金で支払います。

学資年金支払開始年齢【がくしへんきんしはらいかいしへんれい】

第1回学資年金の支払の基準となる被保険者の年齢で、保険契約の締結の際、17歳または18歳のいずれかで保険契約者が指定した年齢をいいます。

学資年金支払開始日【がくしへんきんしはらいかいしひ】

被保険者の年齢が学資年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

学資年金支払日【がくしへんきんしはらいび】

第1回学資年金については学資年金支払開始日をいい、第2回、第3回および第4回学資年金については、学資年金支払開始日から1年経過後、2年経過後、3年経過後の年単位の応当日をいいます。

基準学資年金額【きじゅんがくしへんきんがく】

第1回学資年金支払額をいい、保険契約の締結の際、ご契約者のお申し出により定めます。第2回以降の学資年金の支払額および学資一時金の支払額は、基準学資年金額の50%となります。

給付金・保険金・年金など【きゅうふきん・ほけんきん・ねんきんなど】

被保険者が所定のお支払事由に該当したときにお支払いするお金のことをいい、このしおりにおいては学資一時金・死亡給付金を含みます。

契約応当日【けいやくおうとうび】

ご契約の後の保険期間中に迎える、契約日に対応する日のことをいいます。また、契約日の年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」といいます。

(例) 契約日が2017年12月1日の場合

「年単位の契約応当日」は2018年12月1日、2019年12月1日、2020年12月1日と、以後の毎年の12月1日が該当します。

契約年齢【けいやくねんれい】

契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。1年末満の端数については、切り捨てて計算します。なお、ご契約後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算します。

(例) 1歳7か月の被保険者の契約年齢は、1歳となります。

契約日【けいやくび】

契約年齢や保険期間などの計算の基準日をいいます。

告知義務【こくちぎむ】

ご契約などに際して、ご契約者と被保険者には、過去の病歴、現在のご健康の状態、ご職業など、当社がおたずねすることからについて、ありのままを正しく告知していただく義務があります。その義務を告知義務といいます。

告知義務違反【こくちぎむいはん】

告知内容が事実と相違していた場合には、当社は「告知義務違反」として、ご契約または特約を解除することができます。

さ

失効【しっこう】

保険料のお払込の猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障が無い状態になり、給付金などをお支払いできることになります。

指定代理請求人【していたいりせいかゅうにん】

保険料払込免除特則が付加されている場合、保険料の払込免除について、ご契約者が請求できない特別な事情がある場合に、ご契約者に代わって保険料の払込免除を請求できるよう、あらかじめ指定された代理請求人です。(指定代理請求特約)

死亡保障期間【しほうほしょうきかん】

死亡給付金を支払う期間で、責任開始日から学資年金支払開始日の前日までの期間をいいます。

主契約【しゅけいやく】

約款のうち、普通保険約款に記載されているご契約の内容のことを行います。

準用【じゅんよう】

約款の規定の中で、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、必要な変更を加えてあてはめることをいいます。

責任開始期(日)【せきにんかいしき(び)】

当社がご契約上の保障を開始する時期(日)をいいます。

第1回保険料相当額【だいいっかいほけんりょうそうとうかく】

ご契約のお申込の際にお払込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。

特約【とくやく】

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料のお払込方法(経路)など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

は**払込期月【はらいこみきげつ】**

毎回の保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年払契約の場合は半年単位の契約応当日、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の1日から末日までのことをいいます。

被保険者【ひほけんしゃ】

生命保険の対象として保険(保障)がつけられている人のことをいいます。

復活【ふっかつ】

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査が必要になり、また健康状態によっては復活できないこともあります。

保険期間【ほけんきかん】

給付金・保険金・年金などを保障する期間のことをいいます。

保険契約者【ほけんけいやくしゃ】

当社と保険契約を結び、ご契約上の権利(ご契約の内容の変更の請求権など)と義務(保険料支払義務など)を持つ人のことをいいます。「ご契約のしおり」では、「ご契約者(ごけいやくしゃ)」と記載しています。

保険証券【ほけんしょうけん】

給付金額・保険金額・年金額、保険期間などのご契約の内容を具体的に記載したものです。

保険媒介者【ほけんぱいかいしゃ】

募集代理店、保険募集人などの保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

保険料【ほけんりょう】

ご契約者から当社にお払込みいただくお金のことをいいます。

保険料積立金【ほけんりょうづみたてきん】

将来の給付金・保険金・年金などをお支払いするために保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

保険料払込期間【ほけんりょうはらいこみきかん】

保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。

(例) 18歳払済の場合の保険料払込期間は、18歳に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

ま**免責事由【めんせきじゆう】**

当社は、ご契約成立後、被保険者の入院・手術・死亡などの支払事由に対して給付金・保険金などをお支払いする義務がありますが、例外としてその義務を免れる特定の事由のことをいいます。

や**約款【やっかん】**

ご契約についての取り決めを記載したもので、普通保険約款、特約条項、別表があります。

「夢みる子どもの学資保険」について

「夢みる子どもの学資保険」の特長としくみについて

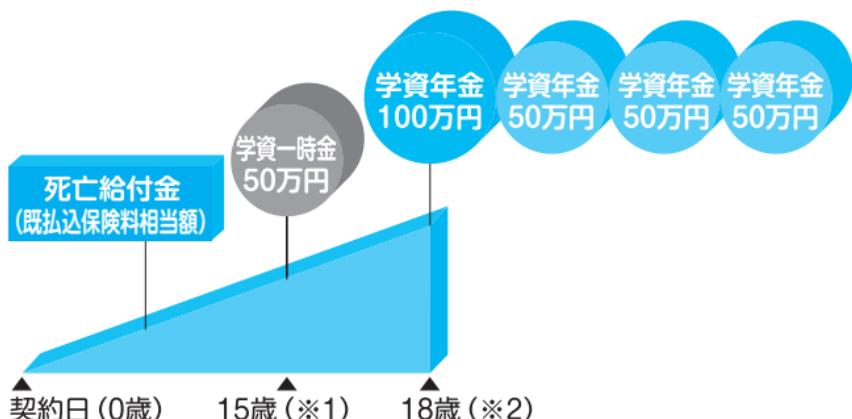
「夢みる子どもの学資保険〈正式名称：こども保険〔2009〕〉」には、つぎのような特長があります。

【特長】

- ① お子さまの教育資金を計画的に確保できます。
お子さまが15歳(※1)を迎えたときに学資一時金を、学資年金支払開始年齢(※2)を迎え、お子さまが生存している場合に、1年ごとに「学資年金」を受け取ることができます。(通算4回まで)
- ② 「学資一時金」は、所定の利率による利息をつけて自動的に据え置きます。
- ③ 「保険料払込免除特則」を付加した場合、契約者が死亡したとき、または所定の高度障害状態・身体障害状態になったときに、その後の保険料のお払込を免除します。
- ④ 万一お子さまが死亡保障期間中に死亡した場合、「死亡給付金」をお支払いします。

〈ご契約の例〉

- ・契約日における被保険者(お子さま)の年齢：0歳
- ・学資年金支払開始年齢：18歳
- ・保険料払込期間：18歳払済
- ・基準学資年金額：100万円



- ※1：「学資一時金」は、お子さまが満14歳10か月に達した日の直後の2月1日以降に受け取ることができます。
- ※2：年齢については「主な保険用語のご説明」の項の「契約年齢」をご覧ください。

「夢みる子どもの学資保険」のお支払について

名称	支払事由	支払額	受取人
学資一時金	満14歳10か月に達した日の直後の2月1日に生存しているとき	基準学資年金額の50%	
学資年金	それぞれの学資年金支払日に生存しているとき	第1回学資年金： 基準学資年金額 第2回学資年金： 基準学資年金額の50% 第3回学資年金： 基準学資年金額の50% 第4回学資年金： 基準学資年金額の50%	保険契約者
死亡給付金	死亡保障期間中に死亡したとき	既払込保険料相当額	

① 支払額の「既払込保険料相当額」とは…

月払・半年払・年払の保険契約の既払込保険料相当額は以下のとおりです。

「基準学資年金額に対する月払保険料（※）」×「被保険者が死亡したときまでの経過月数」

「被保険者が死亡したときまでの経過月数」は保険料払込期間を超えないものとします。したがって、保険料の払込が満了した後の死亡給付金額は一定となります。

※「基準学資年金額に対する月払保険料」は、割引のない「普通保険料率」が適用されます。

- ・学資一時金は、所定の利率（※）による利息をつけて自動的に据え置きます。据え置いた学資一時金は、ご請求があったときに保険契約者にお支払いします。ただし、学資年金支払開始日が到来した場合、またはご契約が消滅した場合は、そのときにお支払いします。

※当社ホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載しております。

契約者は、被保険者の父・母・三親等内の親族または被保険者を扶養する者となります。

- つぎの場合は死亡給付金をお支払いできません。

免責事由	契約者の故意
------	--------

「保険料払込免除特則」について

「保険料払込免除特則」を付加したご契約がつぎのいずれかに該当した場合には、その後の保険料のお払込を免除します。

- (1) ご契約者が死亡したとき

この場合、被保険者にご契約上の権利および義務のすべてが承継されます。

- (2) ご契約者が所定の高度障害状態になったとき

 所定の高度障害状態については巻末の別表3をご覧ください。

- (3) ご契約者が不慮の事故によって180日以内に所定の身体障害状態になったとき

 ・不慮の事故については「対象となる不慮の事故について」の項をご覧ください。
・所定の身体障害状態については巻末の別表4をご覧ください。

- ・「保険料払込免除特則」を付加するには、契約者にご健康の状態などについて告知をしていただく必要があります。
- ・「保険料払込免除特則」を付加した場合、契約者変更はお取扱いしません。契約者が死亡したときは、被保険者が保険契約上の権利および義務のすべてを承継するものとします。
- ・保険料のお払込を免除した場合、ご契約の内容の変更はお取扱いしません。

● つぎの場合は保険料の払込を免除しません。

免責事由

- (1) 契約者が責任開始期の属する日から3年以内に自殺した場合
(この場合、保険契約は契約者の死亡時に消滅したものとし、保険料積立金を契約者の法定相続人に支払います。)
- (2) 契約者の故意により契約者が高度障害状態に該当した場合
- (3) 戦争その他の変乱によって契約者が死亡または高度障害状態に該当した場合
- (4) 契約者がつぎのいずれかにより身体障害状態に該当した場合
 - ・契約者の故意または重大な過失
 - ・契約者の犯罪行為
 - ・契約者の精神障害を原因とする事故
 - ・契約者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ・契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ・契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

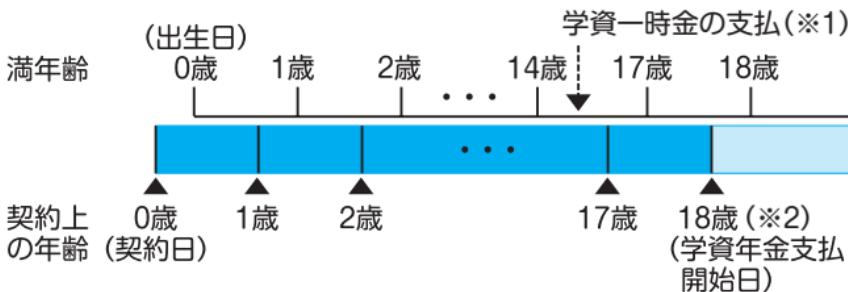
* 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は保険料の払込を免除します。

「出生前加入特則」について

被保険者となるお子さまの出生予定日が140日以内であれば、「出生前加入特則」を付加することにより、ご契約をお申込みすることができます。

- ・お子さまが生まれたときは、すみやかに当社または募集代理店へご連絡ください。
- ・お子さまが複数で生まれたときは、戸籍上先順位のお子さまを被保険者とします。ただし、ご契約の際に、被保険者となるお子さまを戸籍に記載される順位によってあらかじめ指定することもできます。
- ・流産または死産などの場合はご契約は無効となり、すでに払い込まれた保険料を払い戻します。
- ・「出生前加入特則」を付加したご契約の場合、被保険者となるお子さまの契約日における契約年齢は0歳となり、以後1年たつごとに1歳加算されます。したがって、学資年金支払開始年齢が18歳のご契約の学資年金支払開始日は、契約日より18年後の契約応当日となります。
- ・学資一時金のお支払については、お子さまが満14歳10か月に達した日の直後の2月1日以降に受けとることができ、「出生前加入特則」を付加していない場合と同様です。

18歳学資年金支払開始の場合



※1 満14歳10か月に達した日の直後の2月1日以降

※2 契約日より18年後の契約応当日

対象となる不慮の事故について

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。(ただし、除外する事故(※)もあります。)

●急激・偶発・外来の定義

急激	傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
偶発	傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意によるものは該当しません。)
外来	傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

●急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水(河川の氾濫による溺死、遊泳中の溺死) ・窒息 ・不慮の中毒(一酸化炭素中毒) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高山病 ・乗物酔い ・過度の運動による骨折や捻挫 ・熱中症(日射病・熱射病)

※除外する事故

疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したとき
疾病的診断・治療上の事故	疾病的診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	①感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ②外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ③洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎など

お支払いできない場合について

● 免責事由に該当した場合



詳しくは、「夢みるこどもの学資保険」のお支払についての項をご覧ください。

● 告知義務違反による解除の場合

- ・告知内容が事実と相違していたためご契約が解除された場合は、保険料のお払込の免除はできません（「保険料払込免除特則」を付加した場合）。

● 保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合

● 重大事由による解除の場合



重大事由については **重大事由とは…** の項をご覧ください。

● 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

- ・この場合、すでにお払込いただいた保険料は払い戻しません。

● 法令等に基づく対応の場合



詳しくは、**法令等に基づく対応について** の項をご覧ください。

重大事由とは…

- ・重大事由とはつぎのことをいいます。
- (1) 契約者または死亡給付金などの受取人が死亡給付金などを詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
- (2) 死亡給付金などの請求に関して死亡給付金などの受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます)
- (3) 他の保険契約との重複によって、死亡給付金額などの合計額が著しく過大であるとき
- (4) 契約者、被保険者または死亡給付金などの受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき
- (5) 契約者、被保険者、保険金の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者であるとき(※3)
- (6) 上記のほか、当社の契約者、被保険者または死亡給付金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記(1)から(5)と同等の重大な事由があるとき
- ・上記に定める事由が生じた後に、死亡給付金などの支払事由または保険料のお払込の免除事由が生じていたときは、当社は死亡給付金などのお支払または保険料のお払込の免除を行いません。すでに死亡給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込を免除していたときでもその保険料のお払込を求めることができます。

- (※1) 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは死亡給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

(※3)

法令等に基づく対応について

- (1) 当社は、この保険契約における契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者である場合、重大事由に該当し、当社はご契約を解除することができます。この場合、当社は、上記の法令等に従いこの保険契約に関する情報を米国当局等に対し報告します。
- (2) (1)の場合、保険金・給付金等、解約払戻金の支払い、保険料等の返金は行いません。また、前項の取扱いによって、契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人に損失、損害または諸費用が発生しても、当社は一切責任を負いません。

※経済制裁等の詳細については、財務省または経済産業省、および米国財務省外国資産管理局(OFAC)のホームページをご参照ください。

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的な事例

ご案内

死亡給付金などをお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。なお、記載以外に認められる事実関係によってお取扱に違いが生じることがあります。

● 免責事由に該当した場合

〈死亡給付金〉

お支払いする場合	○	解説
ご契約後に <u>交通事故</u> で死亡した場合	○	死亡給付金をお支払いできない場合（免責事由）はあらかじめ定められており、その事由に該当する場合には、死亡給付金をお支払いできません。
お支払いできない場合	✗	被保険者が契約者の故意によって死亡した場合には、免責事由に該当するため、死亡給付金をお支払いできません。

お申込にあたって

申込書はご自身で正確にご記入ください

- ・申込書は、ご契約者ご自身で記入し、ご記入内容を十分お確かめのうえで、ご署名をお願いします。

生命保険募集人について

- ・生命保険募集人は、保険契約の締結の「媒介」または「代理」を行うものです。「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。また、「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。
- ・当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ・ご契約が成立した後にご契約の内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約の内容の変更などに対する当社の承諾が必要です。

〈当社の承諾が必要なご契約の内容の変更などの手続の例〉

- * ご契約の復活
- * 特約の中途付加 など

クーリング・オフ制度(お申込の撤回または解除について)

- お申込者またはご契約者(以下、「お申込者など」といいます。)は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除(以下、「お申込の撤回など」といいます。)をすることができます。

①「責任開始期に関する特約」を付加した場合

ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日

(保険料払込免除特則を付加されない場合は、ご契約の申込日)

②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。)のお払込の日のいずれか遅い日

(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を当社が確認した日のいずれか遅い日)

- お申込の撤回などをした場合には、お払込みいただいた金額をお返します。
- お申込の撤回などの書面を発信した時に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回などの効力は生じません。ただし、お申込の撤回などの書面を発信した時に、お申込者などが給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- つぎの場合には、お申込の撤回などのお取扱ができません。
 - * 当社が指定した医師の診査を受けた場合
 - * すでに契約したご契約の内容を変更する場合

●ご連絡方法

- お申込の撤回などは、必ず郵便により上記の期間内(**8日以内**の消印有効)に当社あてに発信してください。
- 書面(ハガキ、便箋)には、お申込の撤回などの意思を明記し、お申込者などの氏名・氏名のフリガナ・住所をご記入ください。

保険料などをお払込みいただく際のご注意

- ・第1回保険料相当額、第2回目以後の保険料などを募集代理店にお払込みいただく場合には、必ず引き換えに所定の保険料領収証(当社の社名・社印が印刷されたもの)をお受取りください。

保険証券などについて

- ・ご契約をお受けしますと、「保険証券」または「裏書のお知らせ(承認通知書)」と「告知書の写し(または告知の内容)※」をご契約者にお送りします。
- ・「保険証券」・「告知書の写し※」などの内容が、お申込の内容と相違していないかどうか、ご確認ください。万一、内容が相違しているなど、ご不審な点があった場合には、すぐに当社または募集代理店にご連絡ください。

※「保険料払込免除特則」を付加していないご契約には、「告知書の写し」はありません。

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ

- ・現在ご契約の保険契約を解約、減額する場合には、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - * 多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は、全くなきか、あってもごくわずかです。
 - * 一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
 - * 新たな保険契約についても一般のご契約と同様に告知義務があります。保険種類によって異なりますが、多くの場合、「現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提にした新たな保険契約のお申込」の際は「新たな保険契約の責任開始日」を起算日として、「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。

- * 詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
- * 告知が必要な傷病歴などがある場合には、新たな保険契約をお引受けできなかったり、その事実をありのままに告知いただけなかったために、上記のとおりご契約が解除されたり取消しとなることもありますので、ご注意ください。

「保険料払込免除特則」を付加したご契約の告知と告知義務について

● ご契約者の告知について

- ・ ご契約をお引受するかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねいたします。

● ご契約者の告知義務について

- ・ ご契約者にはご健康の状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めからご健康の状態の良くない方や危険度の高いご職業に従事している方などが無条件に契約しますと、保険料の負担の公平性が保たれません。ご契約に際しては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、現在のご健康の状態、身体の障害状態、ご職業など「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください(告知をしてください)。なお、告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
- ・ 医師の診査を受けてお申込みいただく場合には、当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)などについておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせください(告知をしてください)。口頭により告知をしていただいた内容は、医師により記録されますので、ご確認のうえ自署欄に署名してください。
- ・ 効力を失ったご契約を復活する場合にも告知が必要です。

● 告知受領権について

- ・ 告知受領権は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が持ります。生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がなく、生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりませんので、ご注意ください。

● 傷病歴などがある方のお引受について

- ・ 当社では、他のご契約者との公平性を保つため、お客さまのご健康の状態などに応じたお引受を行っています。ご契約をお断りする場合もありますが、傷病歴などがある方を全てお断りするわけではありません。なお、お断りする場合には、お客さまあてに書面または募集代理店を通じてご通知します。

● ご契約の内容の確認について

- ・ 当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約のお申込の際やご契約成立後に、お申込の内容や告知内容について確認させていただく場合があります。

告知が事実と相違する場合

● 「告知義務違反」によるご契約または特約の解除

- ・ 告知をしていただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知いただいたりしますと、責任開始日から2年の期間内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。
＊ 責任開始日から2年を経過していても、保険料のお払込を免除する事由が責任開始日から2年の期間内に生じていた場合などには、ご契約または特約を解除することができます。
- ・ 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。

ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事實を告げなかつたかまたは事實でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

- 上記に記載したご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結の状況などにより、保険料のお払込を免除できないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な疾患や、死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をしなかつた場合」など、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合には、詐欺によるご契約の取消しの規定を適用して、保険料のお払込を免除できないことがあります。この場合、「告知義務違反」による解除の対象となる責任開始日から2年の期間を経過した後でもご契約が取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しません。

保障の開始

- 当社がご契約上の保障を開始する時期を、責任開始期といいます。ご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合の責任開始期は、つぎのとおりです。

●「責任開始期に関する特約」を付加した場合

- 責任開始期は「申込および告知がともに完了した時」(※)となります。

※申込の完了とは当社が申込書を受領したことをいいます。

「保険料払込免除特則」を付加しないご契約については、「申込が完了した時」となります。

(例)



●「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

- 「保険料払込免除特則」を付加される場合、責任開始期は「告知および第1回保険料のお払込がともに完了した時 (※)」となります。

※第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「告知およびクレジットカードの有効性の当社による確認がともに完了した時」となります。

(例)



- 「保険料払込免除特則」を付加されない場合、責任開始期は「申込および第1回保険料のお払込がともに完了した時」となります。

(例)



保険料のお払込について

保険料のお払込方法(回数)

- ・保険料のお払込方法(回数)は年払、半年払、月払のうち、いずれか一つをお選びください。
- ・月払の場合は、所定のお払込方法(経路)に限ります。

保険料のお払込方法(経路)

1. 口座振替で払込む方法

- ・当社が提携している金融機関などのご契約者が指定する口座から、保険料が自動的に当社に振込まれます。この場合は、保険料領収証を発行しませんので、通帳記帳によりご確認ください。
- ・複数のご契約の保険料を合算して振替えることがあります。
 - * 所定の条件(ご契約者、振替口座、振替日、当社が保険料の収納業務を委託している会社がそれぞれ同じであること)を満たした場合に、保険料を合算して振替えます。なお、ご契約の形態によっては、合算して振替えない場合があります。また、合算して振替える条件は将来変更することがあります。
 - * ご契約ごとの保険料を合算して振替えますので、口座の預金残高が振替合計額に満たない場合、すべてのご契約の保険料が振替えられなくなり、ご契約が効力を失うことがあります。
 - * ご契約ごとに保険料を振替えることができます。ご契約ごとの振替をご希望の場合は、当社にご連絡ください。

2. 払込用紙で払込む方法

- ・払込期月が近づきますと、当社から払込案内をお送りしますので、払込期月内に同封の払込用紙で、郵便局、当社が指定する銀行またはコンビニエンス・ストアなどにお払込みください。その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますから、大切に保存してください。

3. クレジットカードにより払込む方法

- 当社が提携しているクレジットカード発行会社の発行する、ご契約者が指定するクレジットカードにより保険料を決済します。この場合は、保険料領収証を発行しません。毎回の保険料のご請求は、クレジットカード発行会社より行います。
ご契約によっては、このお払込方法をお取扱いしていない場合があります。

保険料の前納

- 前納とは、個別契約の場合で、保険料のお払込方法（回数）にしたがって所定の範囲で何回分かの保険料をまとめてお払込みいただく方法です。
- 前納をした場合には、所定の割引率または利率で保険料を割り引きます。
- ご契約が前納途中で消滅（死亡・解約等）した場合等には、保険料前納金の残額があれば払戻します。
- 保険料を前納した期間は、給付金・保険金等の減額など契約内容の変更が制限されます。

保険料のお払込が不要となった場合のお取扱

- 保険料のお払込方法（回数）が年払・半年払のご契約の場合、保険料をお払込いただいた後に、ご契約の消滅など（ご契約または付加されている特約の消滅、減額などを含みます。）により保険料のお払込が不要となった場合は、つぎの額をお支払いします。

〈お支払いする額〉

すでに払込まれた保険料のうち、保険料のお払込が不要となつた日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその日の属する保険料期間（※）の末日までの月数に対応する保険料相当額

※ 保険料期間

- 年払の場合

年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日までの期間

- 半年払の場合

半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日までの期間

〈ご契約例〉

年払契約 契約応当日：1月1日 月単位の契約応当日：毎月1日

1月20日に年払保険料を払込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇨ 保険料のお払込を要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効

- 保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込がない場合でも、一定の猶予期間があります。お払込がないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は無効または失効となります。

●「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料の払込期月および猶予期間

	払込期月	猶予期間
月払	責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日まで	払込期月の翌月の1日から払込期月の翌月末日まで
半年払		
年払		

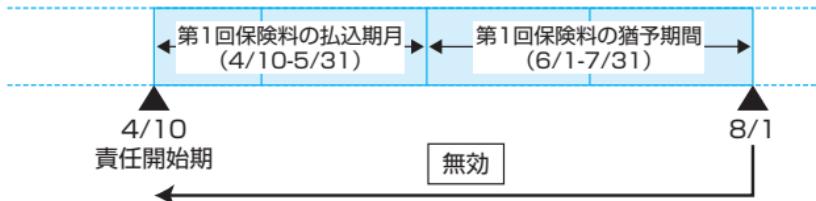
・ご契約の無効

第1回保険料のお払込がないまま猶予期間を過ぎますと、ご契約は無効となります。（責任開始期に遡ってご契約がなかつたものとなります。）

無効となった場合、つぎのとおりお取扱いします。

- お支払いする払戻金はありません。
- 今後新たにご契約をされる際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなる場合があります。（第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。）

（例）口座振替のご契約：4月10日が責任開始期の場合



● 第2回以後の保険料について

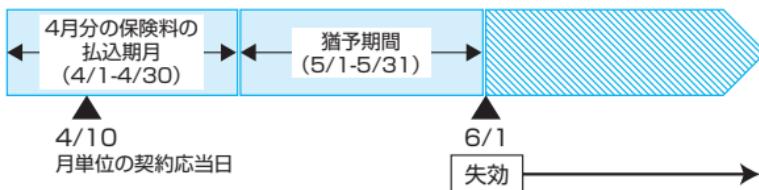
・ 第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間

	払込期月	猶予期間
月払	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
半年払	半年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで
年払	年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	

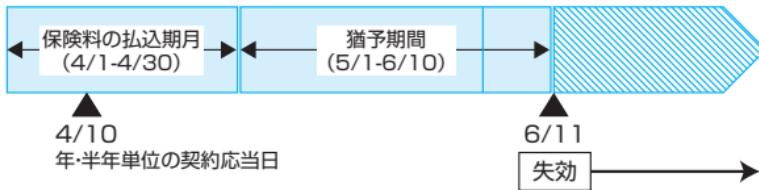
・ ご契約の失効

第2回以後の保険料のお払込がないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から失効します。（効力を失います。）

（例）月払のご契約：10日が月単位の契約応当日の場合



（例）年払・半年払のご契約：4月10日が年単位・半年単位の契約応当日の場合



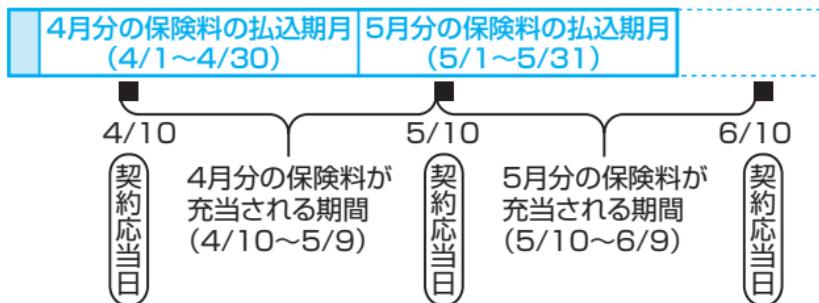
ご契約の復活

- 失効したご契約でも、失効した日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、あらためて告知をしていただかなければなりません（「保険料払込免除特則」を付加したご契約のみ）。ただし、解約払戻金を請求した場合や、ご健康の状態によっては、ご契約の復活はできません。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込がなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱はありません。

お支払事由などが生じた際に、未払込保険料がある場合

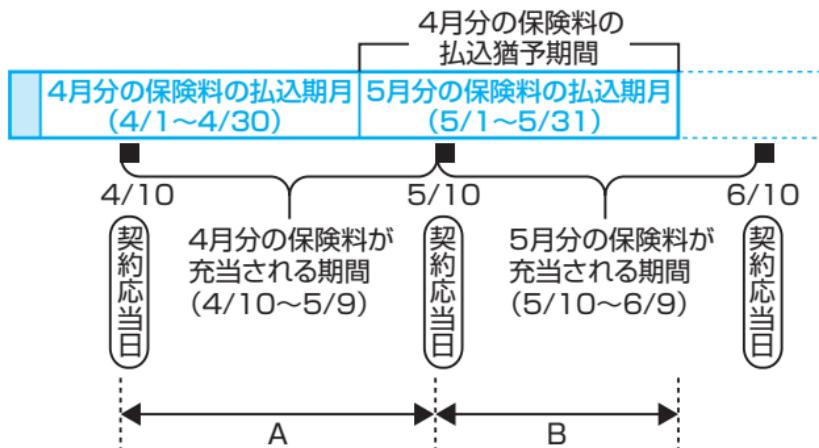
- ・毎回お払込みいただく保険料は、毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当される保険料です。

(例) 月払のご契約で10日が月単位の契約応当日の場合



- ・給付金・保険金・年金などのお支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合で、未払込保険料があるときには、つぎのとおりお取扱いします。
 - (1) 給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合には、お支払いする給付金・保険金・年金などからその未払込保険料を差引きます。
 - (2) お支払いする給付金・保険金・年金などが差引くべき未払込保険料に不足する場合には、その未払込保険料をお払込みください。
 - (3) 保険料払込の免除事由が生じた場合には、その未払込保険料をお払込みください。
 - (4) (2)・(3)で未払込保険料のお払込がない場合には、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から失効します(「責任開始期に関する特約」を附加した場合で、第1回保険料のお払込がないときは無効となります)。この場合は、給付金・保険金・年金などのお支払および保険料払込の免除を行いません。

(例) 月払のご契約で10日が月単位の契約応当日の場合



- ・4月分の保険料が未払いでAの期間内に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合、4月分の保険料を給付金・保険金・年金などから差引きます。4月分の保険料が未払いでBの期間内に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合、4月分と5月分の保険料を給付金・保険金・年金などから差引きます。なお、お支払いする給付金・保険金・年金などが差引くべき未払込保険料に不足する場合、また、A・Bの期間内に保険料払込の免除事由が発生した場合には、それぞれの未払込保険料をお払込みください。

また、4月分と5月分の保険料が未払いで、Bの期間経過後に給付金・保険金・年金などのお支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合、ご契約は失効しており、給付金・保険金・年金などのお支払および保険料払込の免除を行いません。この場合は、ご契約を復活できませんので、ご注意ください。

保険料のお払込が困難な場合

- ・保険料のお払込が困難な場合に、つぎの方法によりご契約を継続させることができます。

●保険料の自動振替貸付

- ・一時的に保険料のご都合がつかないとき、当社が自動的に保険料を立て替え（自動振替貸付）、ご契約を継続させることができます。
- ・立て替えできる金額は解約払戻金の範囲内で、立替利息は所定の利率（※）（年払契約においては年8%以下、半年払契約においては半年4%以下、月払契約においては月8/12%以下で定めます。）で計算します。
※当社ホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載しております。
- ・いつでも立替の元利金の全部または一部を返済できます。なお、ご返済がありませんと、立替の元利金が増え、ご契約が効力を失うことがあります。お早めにご返済ください。
- ・保険料の自動振替貸付を希望しない場合には、書面で当社または募集代理店へお申出ください。

●基準学資年金額の減額

- ・基準学資年金額を所定の範囲で減額することによって、その後の保険料のご負担を軽くできます。

ご契約後について

解約と解約払戻金について

●解約について

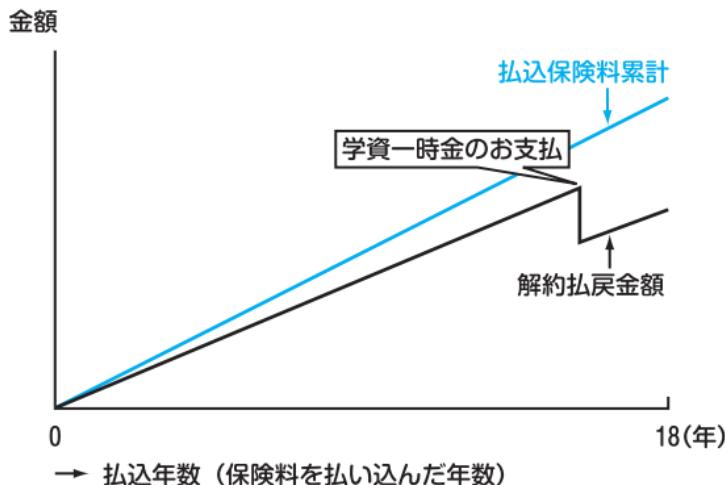
- ・生命保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。

●解約払戻金について

- ・生命保険は、多数の方が保険料を出し合い、相互に保障し、助け合う制度です。したがって、預貯金のように保険料がそのまま積み立てられるものではありません。保険料のうち、一部は年々の給付金・年金などのお支払に、また一部はご契約を維持するための費用などにあてられるしくみになっています。したがって、途中で解約すると、多くの場合お払込みいただいた保険料全額は戻りません。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約払戻金は全くないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。（解約払戻金額は、契約年齢、学資年金支払開始年齢、経過年数などによって異なります。）
- ・お申込の保険契約の解約払戻金の金額は、保険証券に例示されます。

〈解約払戻金のしくみ(例)〉

- ・契約日における被保険者(お子さま)の年齢: 0歳
- ・学資年金支払開始年齢: 18歳
- ・保険料払込期間: 18歳払済
- ・保険料払込免除特則付



ご契約者に対する貸付について

- ・途中でお金がご入用のときは、学資年金支払開始日前に限り、ご契約者に対する貸付の制度を利用できます。
- ・貸付金額は解約払戻金額の9割（保険料払込済のご契約については8割）の範囲内です。
- ・貸付金の利息は、所定の利率（※）で計算します。
※当社ホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載しております。
- ・いつでも貸付金の元利金の全部または一部を返済できます。なお、ご返済がありませんと、貸付金の元利金が増え、ご契約が効力を失うことがあります。お早めにご返済ください。
- ・貸付金額が所定の限度を下まわる場合は、ご契約者に対する貸付の制度はお取扱いしません。

給付金等のご請求手続について

- ・給付金等（保険金・給付金・年金・保険料の払込免除などを含みます。）のお支払事由が生じた場合には、遅滞なく当社または募集代理店にご連絡ください。ご請求に必要な書類をお送りします。
 - ・学資一時金は、所定の利率による利息をつけて自動的に据え置きます。据え置いた学資一時金は、保険契約者にお支払いします。
-  ① ご請求手続きの流れについては、巻末の「給付金等ご請求手続きの流れ」をご覧ください。
 ② ご請求に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。
- ・給付金等のご請求のために要する費用は、受取人のご負担となります。

給付金等のお支払の時期について

給付金等のご請求があった場合、当社は、ご請求に必要な書類が当社に到着した日（※）の翌日から5営業日以内にお支払いします。ただし、給付金等のお支払または保険料の払込免除をするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

	給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
A	給付金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ①給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ②給付金等の免責事由に該当する可能性がある場合 ③告知義務違反に該当する可能性がある場合 ④重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	ご請求に必要な書類が当社に到着した日（※）の翌日から45日以内にお支払いします。

	Aの確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合	ご請求に必要な書類が当社に到着した日(※)の翌日から、次に定めるお支払期限以内にお支払いします。
B	①医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 ②弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 ③研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ④ご契約者、被保険者または、給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ⑤日本国外における調査が必要な場合 ⑥災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	①90日 ②180日 ③180日 ④180日 ⑤180日 ⑥60日

(※) ご請求に必要な書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

- ・給付金等のお支払をするための上記AおよびBの確認等に際し、ご契約者、被保険者、給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかつたときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等のお支払をしません。

ご注意

- ①お支払期限を経過して給付金等のお支払をする場合は、遅延利息を付けてお支払いします。
- ②給付金、保険金、年金、解約払戻金、保険料の払込免除などのご請求は、3年を過ぎますとご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

「指定代理請求特約」について

●「指定代理請求特約」のしくみ・特長

保険料払込免除特則が付加されている場合、保険料の払込免除について、ご契約者が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人がご契約者に代わって保険料の払込免除を請求できるようにする特約です。

お願い

この特約を付加した際には、ご契約者から指定代理請求人に対して、「指定代理請求人に指定されたこと」および「ご契約者に代わって保険料の払込免除を請求できること」をお伝えください。

●代理請求できる場合

- ・保険料の払込免除について、あらかじめ指定された指定代理請求人がご契約者に代わって保険料の払込免除を請求できるのは、つぎの場合です。

*ご契約者が、事故や病気などにより、保険料の払込免除の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合など



で請求に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

●代理請求できる方

- ・あらかじめつぎの範囲内で指定された指定代理請求人（1名）が、ご契約者に代わって保険料の払込免除を請求できます。

- (1) ご契約者の戸籍上の配偶者
- (2) ご契約者の直系血族
- (3) ご契約者の3親等内の親族
- (4) ご契約者と同居し、またはご契約者と生計を一にしている方
- (5) ご契約者の療養看護に努め、またはご契約者の財産管理を行っている方

なお、(4)および(5)については、保険料の払込免除の請求の際に、会社所定の書類等によりその事実を確認できる場合に限り、ご契約者に代わって保険料の払込免除を請求できます。

※ご契約者は指定代理請求人の指定、変更または指定の撤回をすることができます。



お手続に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

● 指定代理請求人が指定されていない場合など

- ・保険料の払込免除について、ご契約者が請求できない特別な事情があり、かつ、つぎに該当した場合は、代理請求人がご契約者に代わって保険料の払込免除を請求できます。
 - *指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人の指定が撤回された場合、指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）
 - *指定代理請求人が請求時に「代理請求できる方」の範囲外である場合
 - *指定代理請求人に保険料の払込免除を請求できない特別な事情がある場合
- ・代理請求人はつぎの範囲内のいずれかの方となります。

*ご契約者と同居し、またはご契約者と生計を一にしているご契約者の戸籍上の配偶者

*上記に該当する配偶者がいない場合には、ご契約者と同居し、またはご契約者と生計を一にしている3親等内の親族

*代理請求人としての要件を満たしていると当社が認めた方

● 留意点

故意に保険料の払込免除事由を生じさせた方または故意にご契約者を保険料の払込免除を請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人または代理請求人としての取扱を受けることができません。

ご注意

代理請求によって保険料の払込免除を行った後に、ご契約者または被保険者からお問合せ・お申出を受けた場合、当社は事実に基づいてご回答・ご説明せざるを得ないことがあります。このような場合、当社は指定代理請求人または代理請求人にご契約者または被保険者への事情説明をお願いすることがあります。

ご契約の内容の変更

ご契約者の変更

- ・ご契約者は、被保険者および当社の同意を得て、ご契約上の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

ご注意

「保険料払込免除特則」を付加したご契約の場合、ご契約者の変更はお取扱いしません。

その他の変更事項

- ・つぎのような場合には、当社または募集代理店にご連絡ください。
 - *転居、住居表示の変更などにより住所が変わったとき
 - *ご契約者、被保険者、受取人などが改姓・改名したとき
 - *保険証券を紛失したとき

お願い

ご契約の内容を変更した場合には「裏書のお知らせ（承認通知書）」を発行しますので、ご確認のうえ、保険証券とともに大切に保存してください。

管轄裁判所について

- ・給付金・保険金・年金などのご請求に関する訴訟については、当社の日本における主たる事務所の所在地または給付金・保険金・年金などの受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所のみをもって合意による管轄裁判所とします。

その他生命保険に関するお知らせ

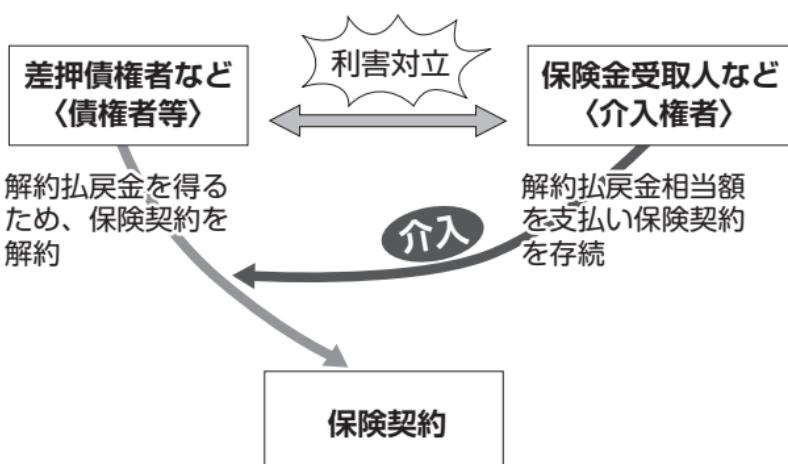
犯罪収益移転防止法にもとづく取引時確認について

- ・犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）により、ご契約時、契約内容変更時などには、運転免許証やパスポートなどの公的証明書などをご提示いただき、本人特定事項（氏名、住所、生年月日など）、職業または事業の内容などの確認を行っております。これは、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
- ・なお、確認させていただいた内容に、変更が生じる場合は、当社にご連絡ください。

被保険者による解約請求について

- ・被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎのいずれかの事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
 - ① ご契約者または保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - ② 保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
 - ③ 上記①②の他、被保険者のご契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - ④ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込の同意をするにあたつて基礎とした事情が著しく変化した場合

- ・ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- ・債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金(給付金等を含む)の受取人はご契約を存続させることができます。
 - ① ご契約者でないこと
 - ② ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ・保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ① ご契約者の同意を得ること
 - ② 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)



個人情報の取扱いについて

● プライバシーポリシーについて

- ・当社は「個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

※以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号（マイナンバー）および特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます。）を含みません。特定個人情報等については、「特定個人情報等の取扱いについて」をご覧ください。

● お客さまの個人情報の利用目的について

- ・お客さまの個人情報の利用目的はつぎのとおりです。主な商品やサービスの内容については、当社ホームページ [<http://www.aflac.co.jp/>] にてご確認ください。
 - (1) 各種保険契約の引受・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払
 - (2) 当社、その関連会社・提携会社の取扱う各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理
 - (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
 - (4) その他保険業に関連・付随する業務

● 個人情報の収集方法

- ・当社は、法令などに従い、適正な方法により個人情報を収集します。主な収集方法としては、保険申込み時の契約申込書などや保険契約の継続・維持管理などに必要な各種帳票により収集する方法や、アンケートなどにより収集する方法、電話などを通じてお伺いすることにより収集する方法があります。そして、個人情報の収集にあたっては、当社は、法令などに従い、個人情報の利用目的をホームページで公表するほか、申込書などに記載します。

なお、当社にお電話でお問い合わせいただいた場合、適切な対応を行うために、通話内容を録音させていただく場合があります。

●個人情報の利用

- ・当社は、個人情報を、上記記載の個人情報の利用目的の範囲内で利用させていただきます。ただし、法令などにもとづく場合は、この限りではありません。

●個人データの提供

- ・当社は、つぎの場合に個人データを第三者に提供します。
 - (1) 下記の【個人データの第三者提供について】に記載の場合
 - (2) お客様の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、後述の代理店を含む委託先に提供する場合
 - (3) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
 - (4) 法令などにもとづく場合
 - (5) その他、ご本人が同意されている場合

【個人データの第三者提供について】

〈代理店に対する提供〉

- ・当社は代理店制度を採用していますので、個人情報の利用目的のために、お客様の個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。なお、当社指定の代理店とは、つぎのとおりです。
 - (1) ご契約の全部または一部を担当する代理店（お客様の担当代理店）
 - (2) ご契約者が所属する企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理などをしている代理店（企業などの担当代理店）
 - (3) お客様の担当代理店または企業などの担当代理店が提携する、当社の承認を受けた代理店
 - (4) ご契約者から個人情報の提供について了解を得た代理店
 - (5) その他、個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

〈提携会社・関連会社との間での相互提供〉

- ・サービスの提供対象となる保障内容のお申込みをした方に限り、提携会社・関連会社の取扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理のため、提携会社・関連会社との間で個人情報の相互提供を行うことがあります。

〈団体取扱特約、準団体取扱特約、集団取扱特約、特別集団取扱特約、保険料口座振替特約、保険料クレジットカード支払特約の適用〉

- ・保険契約について上記のいずれかの特約の適用がある場合は、各種保険契約の継続・維持管理などのために、保険料集金に必要な個人情報のほか、お客さまの連絡先を含めた本目的の達成に必要な個人情報などを、お客さまが所属される団体、準団体、集団もしくは特別集団、お客さまが指定された保険料振替口座を管理する金融機関、集金代行会社、または、お客さまが利用されるクレジットカード会社と、当社との間で相互に提供しております。

〈再保険の利用〉

- ・保険会社は、お客さまの保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の出再を含みます。）を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定の際に利用する個人情報を、再保険の引受を行う保険会社に対して提供します。

〈その他〉

- ・被保険者の告知内容や診査結果をご契約者またはお申込者に知らせることができます。
当社の照会に対し、被保険者を診察した医師・医療機関がその健康状態などを報告する場合があります。
- ・保険契約は、ご契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。そのため、保険会社は、保険契約に関するお知らせを行い、個人情報の利用目的を達成しようとする場合に、ご契約者の個人情報を被保険者や受取人に対し、被保険者の個人情報をご契約者や受取人に対し、受取人の個人情報をご契約者や被保険者に対し、それぞれ提供することができます。また、被保険者を同一とする他の保険契約のご契約者・受取人などに対してもご契約者・被保険者・受取人の個人情報を提供することができます。

したがって、被保険者、受取人にも上記内容をお知らせください。

【保険制度の健全な運営に必要な場合の具体例】

- ・当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。(詳しくは「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について」または「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について」の項をご覧ください。)

● センシティブ情報の収集・利用・第三者提供

- ・当社は、保険業法施行規則にもとづき、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴、労働組合への加盟、民族、性生活に関する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます)については、つぎに掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

(1) 法令などにもとづく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5) 源泉徴収事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員などのセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

(6) 相続手続による権利義務の移転などの遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

(7) 保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

(8) センシティブ情報に該当する生体認証情報を本人の同意にもとづき、本人確認に用いる場合

特定個人情報等の取扱いについて

● 特定個人情報等の利用目的・利用

- 当社は、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)で限定的に定められた利用目的を超えて取得・利用しません。

● 特定個人情報等の収集方法

- 当社は、法令等に従い、適正な方法により特定個人情報を収集します。

● 特定個人情報等の提供

- 当社は、番号法で限定的に認められている場合を除き、特定個人情報を第三者に提供しません。

「米国内国歳入法」(米国税法)の対応について

● 米国納税義務者に対する確認手続きについて

- ・米国内国歳入法では、米国納税義務者による租税回避を防ぐため、保険会社を含む金融機関は、取引等をする際、お客様が米国納税義務者であるかを確認し、米国内国歳入庁等に報告すること等が求められています。このため、契約のお申込み、ご契約者の変更手続き、保険契約に基づく給付金、保険金、払戻金等(以下「給付金等」という)のご請求手続き等の取引に際して当社から本人確認書類、報告書類等の提出をお願いする事があります。

● 非米国居住者に対する確認手続きについて

- ・米国内国歳入法では、米国金融機関が行う非米国居住者に対する所定の米国源泉所得の支払について、最大で30%の源泉徴収の義務を課しています。当社は、米国金融機関であるため、当社より保険契約に基づき契約者、受取人(以下「受取人等」という)に支払う所定の給付金等は米国源泉所得に該当します。

しかし、日米租税条約により、当社からの給付金等の支払が米国源泉所得に該当する場合でも、その受取人等が日本の居住者であることが確認された場合には、当社の源泉徴収義務が免除され、その受取人等は納税義務を免れることになります。

これらの法令等の定めに従い、当社では、上記の確認のため、給付金等をお受け取りいただく受取人等に対し、ご請求手続き等の取引に際して本人確認書類、報告書類等の提出をお願いする事があります。

当該書類等が提出されない場合、お受け取りいただく給付金等が課税の対象となり、源泉徴収される可能性がありますので十分にご留意ください。

●個人情報の収集・利用・第三者提供

- ・当社は、米国内国歳入法に基づく本人確認および米国内国歳入庁等への報告(それらの要否の判定を含む)を適切に行うために以下の取扱をいたします。
 - (1)当社が米国納税義務者の該当有無、米国納税者番号等の必要な情報を取得すること
 - (2)当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告の要否判定に利用すること
 - (3)当社が取得した情報および保険契約に関する情報を米国内国歳入庁等へ報告(提供)すること

<米国納税義務者について>

「米国納税義務者」とは以下のものを指します。

- ・米国市民または米国居住者(一般に183日以上、米国に滞在する者。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の滞在日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮される。また、永住権所有者を含む)
- ・米国パートナーシップ
- ・米国法人
- ・米国財団
- ・米国信託
- ・実質的米国人所有者※が一人以上いる米国外の事業体(日本の内国法人を含む)
(※米国人が25%を超える議決権または価値を有するなど)

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律にもとづく取引時確認について

●特定のお取引を行うお客様に対する取引時確認について

・「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「実特法」と言います。)」では、保険会社を含む金融機関に対して、対象となる商品のお取引を行う際、お客様から「届出書」を取り付け、税法上の居住地国等を確認し、国税庁に必要な情報を報告すること等を求めています。国税庁に報告された所定の情報は、各国の税務当局へ提供され、居住地国外の金融機関や金融商品取引を利用した租税回避行為を阻止するために使用されます。

このため、当社所定の商品の契約のお申込み、ご契約者の変更手続き、海外転居、年金・満期保険金等のご請求手続き、ご解約手続き等の取引に際して、当社から「届出書」のご記入と、本人確認書類のご提示またはご提出をお願いすることがあります。なお、「届出書」に虚偽の記載や、記入をしない或いは提出されない等の場合は、実特法にもとづく罰則の対象となる可能性がありますので十分ご留意ください。

●取引時に確認をさせていただく事項

- お客様との取引の際、届出書上で以下の項目について確認をさせていただきます。

個人のお客様	<ul style="list-style-type: none">・ 氏名・ 生年月日・ 住所・ 居住地国・ 住所と居住地国が異なる場合はその事情 <p><居住地国が日本以外の場合></p> <ul style="list-style-type: none">・ 居住地国における納税者番号(※)
法人のお客様	<ul style="list-style-type: none">・ 名称・ 本店もしくは主たる事務所の所在地・ 居住地国・ 法人所在地と居住地国が異なる場合はその事情・ 法人の種別 <p><居住地国が日本以外の場合></p> <ul style="list-style-type: none">・ 居住地国における納税者番号(※) <p><一定の法人種別に該当し、且つ実質的支配者がいる場合></p> <ul style="list-style-type: none">・ 実質的支配者の ・ 氏名・ 生年月日・ 住所・ 居住地国

- ・住所と居住地国が異なる場合はその事情
- ・(居住地国が日本以外の場合) 居住地国における納税者番号(※)
- ・(居住地国が日本以外の場合で当該法人が内国法人の場合) 法人番号

※居住地国に納税者番号がない場合、居住地国の法令により提供できない場合を除きます。

●居住地国が変更となった場合等、記入内容に変更が生じた場合のお申し出について

- ・居住地国が変更となった場合等、届出書に記入いただいた内容に変更が生じた場合は、その変更が生じた日から3ヶ月以内に改めて届出書を提出いただく必要がありますので、その際は当社コールセンターまでご連絡ください。

●居住地国について

- ・「居住地国」とは、その国に住所があることや、一定期間居住していること、または国籍を有していること等によりその国の税法上の「居住者」とされ、所得税または法人税を課される国をいいます。

(日本の税法上、日本に「住所」があり、または、現在まで引き続いて1年以上居所を有する場合には、日本の「居住者」に該当し、日本で所得税または法人税を支払っている場合は、日本が居住地国となります。)

*居住地国が複数ある場合にはお申し出ください。

「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、以下のとおり、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

●「支払査定時照会制度」について

- ・当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社など」といいます。)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払の判断または保険契約もしくは共済契約など(以下、「保険契約など」といいます。)の解除、取消もししくは無効の判断(以下、「お支払などの判断」といいます。)の参考にすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

給付金・保険金・年金などのご請求があった場合や、これらに関係する保険事故が発生したと判断される場合には、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は以下の相互照会事項に限定され、ご請求に関する傷病名などの情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払などの判断の参考にするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。なお、照会を受けた各生命保険会社などに相互照会事項記載

の情報が存在しなかった場合には、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

〈相互照会事項について〉

- ・つぎの事項が相互照会されます。ただし、ご契約の消滅後5年を経過したご契約に関する事項は除きます。

- (1) 被保険者の氏名・生年月日・性別・住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の各事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、ご契約者の氏名と被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名と被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料とその払込方法

※相互照会事項中、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、給付金・保険金、給付金額・保険金額、保険料とあるのは、共済契約の場合にはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- ・当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または給付金・保険金・年金などの受取人は、所定のお手続により、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合は、所定のお手続により、当該情報の利用の停止または第三者への提供の停止を求めることができます。それぞれのお手続の詳細については、当社にお問合せください。
- ・「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

「生命保険契約者保護機構」について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約の際にお約束した給付金額・保険金額・年金額などが削減されることがあります。

- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置がはかられることがあります、この場合にも、ご契約の際の給付金額・保険金額・年金額などが削減されることがあります。

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、つぎのとおりです。

- 保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険にかかるご契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社にかかる保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受、補償対象保険金のお支払にかかる資金援助および保険金請求権などの買取を行うことなどにより、ご契約者などの保護をはかり、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ご年齢やご健康の状態によっては、ご契約をしていた破綻保険会社と同様の条件で新たにご契約をすることが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、現在ご契約の保険契約の継続をはかることにしています。

- ・保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）にかかわる部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金など（※3）の90%とすることが、保険業法などで定められています（給付金・保険金・年金などの90%が補償されるものではありません）。なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、ご契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率など）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、給付金額・保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約解除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続をはかるために、通常の解約解除とは別に、一定期間特別な解約解除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1：特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など）のない保険契約にかかわる特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能ですが（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することになります）。

※2：破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていたご契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金などの補償限度がつぎのとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

= $90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{ の総和} \div 2\}$

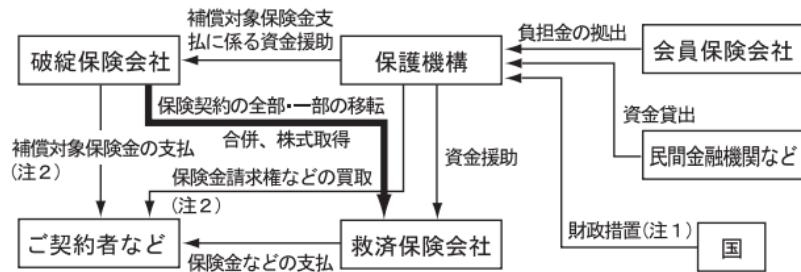
※3：責任準備金などとは、将来の給付金・保険金・年金などのお支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金などをいいます。

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることになっています。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

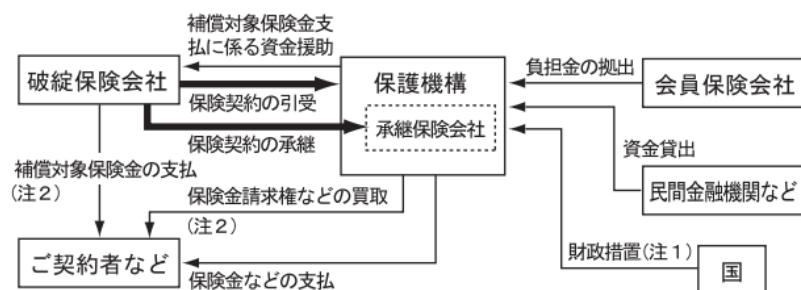
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合には、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

[仕組みの概略図]

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、平成34年(2022年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができる場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金などのお支払、保護機構が補償対象契約にかかる保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容は全て現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

【生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いについて のお問い合わせ先】

生命保険契約者保護機構 TEL : 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

税法上のお取扱について

(平成28年12月現在)

1. 生命保険料控除について

払込保険料の一定額が所得税と地方税(住民税)の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

対象となる契約	納税する方が保険料を払い込み、受取人が本人または配偶者その他の親族であるご契約
対象となる保険料	1月から12月までの払込保険料の合計額

- ・生命保険料控除を受けるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」をお送りします。
- ・生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」に分けられます。

一般生命保険料

生存または死亡に起因して支払う保険金・その他給付金に係る保険料

介護医療保険料

入院・通院等にともなう給付部分に係る保険料

個人年金保険料

個人年金保険料税制適格特約を付加した個人年金保険に係る保険料

・所得税の生命保険料控除額

一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高40,000円、あわせて120,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	所得から控除される金額
20,000円以下のとき	年間正味払込保険料の全額
20,000円をこえ 40,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/2+10,000円
40,000円をこえ 80,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/4+20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

・住民税の生命保険料控除額

一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高28,000円、あわせて70,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	所得から控除される金額
12,000円以下のとき	年間正味払込保険料の全額
12,000円をこえ 32,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/2+6,000円
32,000円をこえ 56,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/4+14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

2. 学資年金などの税法上のお取扱について

学資年金などに対する税金はつきのとおりとなります。

●学資一時金・死亡給付金のお取扱

契約形態	ご 契 約 例			税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	お受取人	
ご契約者(保険料負担者)とお受取人が同一人で、被保険者が異なる場合	父	子	父	所得税 (一時所得)
	祖父	孫	祖父	

● 学資年金のお取扱

契約形態	ご 契 約 例			税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	お受取人	
ご契約者(保険料負担者)とお受取人が同一人の場合	父	子	父	所得税 (雑所得)
	祖父	孫	祖父	

ご案内

税法上のお取扱については、今後の税制改正により変更となる場合があります。個別の税務の取扱等については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

●MEMO

約款・特約条項

こども保険〔2009〕 普通保険約款 目次

＜この保険の趣旨＞

1. 用語の意義
 第1条 用語の意義
2. 会社の責任開始期
 第2条 会社の責任開始期
3. 不慮の事故等の定義
 第3条 不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義
4. 学資年金等の支払
 第4条 学資年金等の支払
 第5条 学資一時金の自動据置
 第6条 学資年金の一時支払
5. 学資年金等の請求、支払時期および支払場所
 第7条 学資年金等の請求手続き
 第8条 学資年金等の支払時期および支払場所
6. 保険料の払込
 第9条 保険料の払込
 第10条 保険料の払込方法（経路）
 第11条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効
 第12条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
 第13条 保険料の自動振替貸付
 第14条 保険料の自動振替貸付の取消
 第15条 保険料の前納
 第16条 保険契約の復活
7. 契約内容の変更
 第17条 保険料の払込方法（回数）の変更
8. 保険契約者に対する貸付
 第18条 保険契約者に対する貸付
9. 保険契約者の変更
 第19条 保険契約者の変更
 第20条 保険契約者の住所の変更
10. 契約の取消し・無効・解除
 第21条 詐欺による取消し
 第22条 不法取得目的による無効
 第23条 重大事由による解除
11. 解約・解約払戻金
 第24条 解約
 第25条 基準学資年金額の減額
 第26条 解約払戻金
 第27条 受取人による保険契約の存続
12. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理
 第28条 年齢の計算
 第29条 年齢および性別の誤りの処理
13. 契約者配当
 第30条 契約者配当
14. 時効
 第31条 時効
15. 管轄裁判所
 第32条 管轄裁判所
16. その他
 第33条 出生前加入特則
 第34条 保険料払込免除特則

こども保険〔2009〕普通保険約款

(平成27年6月22日改定)

＜この保険の趣旨＞

この保険は、被保険者が所定の年齢に達したときに学資一時金を、学資年金支払開始日まで生存していた場合は学資年金を、死亡保障期間中に死亡した場合は死亡給付金を支払うことを主な目的としたものです。

1. 用語の意義

第1条＜用語の意義＞

この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1) 「基準学資年金額」

「基準学資年金額」とは、学資一時金および学資年金の支払額の基準として、保険契約の締結の際、会社所定の範囲内で保険契約者が指定した金額(保険契約の締結後に変更された場合は変更後の金額)をいいます。

(2) 「学資年金支払開始年齢」

「学資年金支払開始年齢」とは、第1回学資年金の支払の基準となる被保険者の年齢として、保険契約の締結の際、17歳または18歳のいずれかで保険契約者が指定した年齢をいいます。なお、学資年金支払開始年齢は、変更することができません。

(3) 「学資年金支払開始日」

「学資年金支払開始日」とは、被保険者の年齢が学資年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。なお、年齢の計算については、第28条＜年齢の計算＞の規定によるものとします。

(4) 「学資年金支払日」

「学資年金支払日」とは、第1回学資年金については学資年金支払開始日をいい、第2回、第3回および第4回学資年金については、それぞれ学資年金支払開始日から1年経過後、2年経過後および3年経過後の年単位の応当日をいいます。

(5) 「死亡保障期間」

「死亡保障期間」とは、被保険者が死亡したときに死亡給付金を支払う期間で、責任開始期から学資年金支払開始日の前日までの期間をいいます。

2. 会社の責任開始期

第2条＜会社の責任開始期＞

1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時

(2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時

2 前項の責任開始期の属する日を契約日とします。

3 会社が保険契約の申込を承諾したときには、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名・生年月日

- (4) 死亡給付金・学資年金等の受取人の氏名またはその受取人を特定するためには必要な事項（本約款にて特定されるときは、表示しません。）
- (5) 保険給付の名称（付加されている特則を含みます。）
- (6) 学資年金支払開始年齢
- (7) 基準学資年金額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険料払込免除特則を付加したときは、保険契約者の契約締結時の年齢および性別
- (11) 保険証券を作成した年月日

3. 不慮の事故等の定義

第3条＜不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義＞

- 1 この保険契約において「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来的事故をいい、「不慮の事故による傷害」とは、急激かつ偶発的な外来的事故による傷害をいいます。
- 2 前項において「急激」、「偶発」および「外来」とは、つぎの各号に定めるものをいいます。
 - (1) **急激**
傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
 - (2) **偶発**
傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。
 - (3) **外来**
傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。
- 3 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しますはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来的事故とみなしません。
- 4 この保険契約に定める不慮の事故による傷害については、前3項のほか、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。
 - (2) 被保険者に施された医療行為による傷害は除きます。ただし、第1項に定める不慮の事故による傷害の治療のための医療行為による傷害はこの限りではありません。
 - (3) 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息は除きます。
 - (4) 感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は除きます。
 - (5) 外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは除きます。
 - (6) 洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎などは除きます。
 - (7) 日射病・熱射病などの過度の高温中の気象条件によるもの、高山病などの気圧の変化によるもの、乗り物酔いおよび飢餓・渴は除きます。
 - (8) 過度な努力や激しい運動中の過度の肉体行使、騒音暴露および振

動は除きます。

4. 学資年金等の支払

第4条<学資年金等の支払>

1 学資一時金、学資年金、死亡給付金（以下、総称して「学資年金等」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 学資一時金

学資年金等を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、満14歳10ヶ月に達した日の直後の2月1日に生存しているとき
支払額	基準学資年金額の50%
受取人	保険契約者

(2) 学資年金

支払事由	被保険者が、それぞれの学資年金支払日に生存しているとき
支払額	①第1回学資年金：基準学資年金額 ②第2回学資年金：基準学資年金額の50% ③第3回学資年金：基準学資年金額の50% ④第4回学資年金：基準学資年金額の50%
受取人	保険契約者

(3) 死亡給付金

支払事由	被保険者が、死亡保障期間中に死亡したとき
支払額	別表14に定める死亡給付金額
受取人	保険契約者
支払事由に該当しても死亡給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、保険契約者の故意により支払事由に該当したとき

- 学資年金支払開始日以後、第4回の学資年金支払日前に被保険者が死亡したときは、前項の規定にかかわらず、会社は、保険契約者に未払の学資年金の現価を一時に支払います。
- 学資一時金または死亡給付金を支払うときに保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、会社は、学資一時金または死亡給付金からそれらの貸付金の元利金を差し引きます。
- 学資年金支払開始日の前日に保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、保険料積立金からそれらの貸付金の元利金を差し引き、保険料積立金の残額をもって新たに基準学資年金額を定めます。ただし、その場合の基準学資年金額が会社の定める限度を下まわるときは、学資年金の支払を行わず、保険料積立金の残額を一時に保険契約者に支払い、保険契約は学資年金支払開始日の前日に消滅したものとします。

- 5 保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には、会社は、保険料積立金を支払いません。
- 6 被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡給付金の支払事由に該当した場合で、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときには、会社は、その程度に応じ、死亡給付金を削減して支払うことがあります。
- 7 学資年金等の受取人は、保険契約者以外の者に変更することはできません。

第5条<学資一時金の自動据置>

- 1 学資一時金は、支払事由が生じたときから、会社所定の利率により計算した利息をつけて自動的に据え置きます。
- 2 前項の規定により据え置いた学資一時金は、学資年金支払開始日(学資年金支払開始日前に保険契約者から請求があった場合または保険契約が消滅した場合は、そのとき)に、保険契約者に支払います。
- 3 第1項の規定により学資一時金を据え置く場合で、保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときには、会社は、学資一時金からそれらの貸付金の元利金を差し引いた残額を据え置きます。

第6条<学資年金の一時支払>

保険契約者は、学資年金支払開始日以後、第4回の学資年金支払日前に限り、将来の学資年金の支払にかえて、未払の学資年金の現価の一時支払を請求することができます。この場合、保険契約は学資年金の一時支払を行ったときに消滅します。

5. 学資年金等の請求、支払時期および支払場所

第7条<学資年金等の請求手続き>

- 1 死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者は、学資年金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、遅滞なく必要書類(別表1)を会社に提出して、学資年金または死亡給付金を請求してください。
- 3 学資一時金を請求するときは、保険契約者は、必要書類(別表1)を会社に提出してください。

第8条<学資年金等の支払時期および支払場所>

- 1 学資年金等は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の日本における主たる事務所で支払います。
- 2 学資年金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から学資年金等の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認できないときには、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、学資年金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 学資年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡その他の学資年金等の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 学資年金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
学資年金等の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因

- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前3号に定める事項、第23条＜重大事由による解除＞第1項第5号に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは学資年金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは学資年金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から学資年金等の請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、学資年金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して、当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

- (1) 前項第1号から第4号までに定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日

- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

- (3) 前項第1号、第2号および第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

- (4) 前項第1号、第2号および第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または学資年金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号および第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

- (5) 前項第1号から第4号までに定める事項についての日本国外における調査 180日

- (6) 前項第1号から第4号までに定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 60日

- 4 前2項の確認をする場合、会社は学資年金等を請求した者（代表者）に通知します。

- 5 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または学資年金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は学資年金等を支払いません。

6. 保険料の払込

第9条＜保険料の払込＞

- 1 第2回以後の保険料は、その払込期間中、毎回第10条＜保険料の払込方法（経路）＞第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つきの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

- (1) 月払契約の場合

月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで

(2) 半年払契約または年払契約の場合

半年単位または年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 2 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- 3 第1項の契約応当日以後、保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第1項第1号の契約の場合、保険料は払い戻しません。
 - (2) 第1項第2号の契約の場合、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者に支払います。
- 4 前項の規定は、第1回保険料について準用します。
- 5 前3項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、第8条＜学資年金等の支払時期および支払場所＞の規定を準用します。
- 6 第1項の保険料が払い込まれないまま第1項の契約応当日以後、末日までに学資年金または死亡給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき学資年金または死亡給付金から差し引きます。
- 7 この保険契約に第34条＜保険料払込免除特則＞の規定による保険料払込免除特則が付加されている場合で、第1項の保険料が払い込まれないまま第1項の契約応当日以後、末日までに保険料の払込の免除事由が生じたときには、保険契約者は未払込保険料を払い込んでください。
- 8 前項の場合、未払込保険料の払込については、第12条＜猶予期間中に保険事故が発生した場合＞第2項の規定を準用します。

第10条＜保険料の払込方法（経路）＞

- 1 保険契約者は、会社の定める範囲で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。ただし、月払契約については、会社の定める保険料の払込方法（経路）に限ります。
 - (1) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (3) 会社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
- 2 保険契約者は、会社の定める範囲で、前項各号の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
- 3 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第11条＜保険料払込の猶予期間および保険契約の失効＞

- 1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 - (1) 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 半年払契約または年払契約の場合

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

- 2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第12条＜猶予期間中に保険事故が発生した場合＞

- 1 猶予期間中に学資年金または死亡給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、未払込保険料を学資年金または死亡給付金から差し引きます。
- 2 この保険契約に第34条＜保険料払込免除特則＞の規定による保険料払込免除特則が付加されている場合で、猶予期間中に保険料の払込の免除事由が発生したときには、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込免除を行いません。

第13条＜保険料の自動振替貸付＞

- 1 保険料の払込がないままで猶予期間を過ぎた場合でも、この保険契約に解約払戻金があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、会社は、自動的に保険料相当額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
- 2 本条の貸付は貸し付ける保険料相当額とその利息の合計額が解約払戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または保険契約者に対する貸付があるときはその元利金を差し引きます。）をこえない間行われるものとします。
- 3 本条により貸し付ける保険料相当額は、つきの各号のとおりとします。
- (1) 月払契約の場合
3か月分の保険料に相当する金額。ただし、前項の規定により3か月分の保険料に相当する金額の貸付ができないときは、貸付ができる範囲で最も多い月数分の保険料に相当する金額とします。
- (2) 年払契約または半年払契約の場合
払い込むべき保険料に相当する金額
- 4 本条の貸付は猶予期間満了時に貸し付けたものとします。
- 5 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率（年払契約においては年8%以下、半年払契約においては半年4%以下、月払契約においては月8%/12%以下で定めます。）で計算し、次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日（月払契約においては、会社の定める日）ごとに元金に繰り入れます。
- 6 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。

第14条＜保険料の自動振替貸付の取消＞

保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、猶予期間満了の日の翌日からその日を含めて3か月以内に保険契約者からつきのいずれかの請求があったときは、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかつたものとして、その請求による取扱をします。

- (1) 保険契約の解約
(2) 基準学資年金額の減額

第15条＜保険料の前納＞

- 1 保険契約者は、払込方法（回数）にしたがって、つぎのとおり将来の保険料を前納することができます。
 - (1) 月払契約の場合
当月分以後の6か月分または12か月分の保険料を前納することができます。この場合、会社所定の割引率で保険料を割り引きます。
 - (2) 半年払契約または年払契約の場合
 - ① 将来の保険料を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で割り引きます。
 - ② 前①の規定により割り引かれた前納保険料は、会社の定める利率の利息をつけて積み立てておき、半年単位または年単位の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
 - ③ 前納期間が満了した場合に前納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
- 2 会社は、保険料払込期間中に保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときに、前納保険料の残額がある場合は、これを保険契約者に払い戻します。

第16条＜保険契約の復活＞

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内で、かつ学資年金支払開始日前に限り、必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの未払込保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活することはできません。
- 2 第18条＜保険契約者に対する貸付＞第6項の規定により効力を失った保険契約を復活させる場合には、会社所定の金額も払い込んでください。
- 3 第2条＜会社の責任開始期＞の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第2条第2項の「契約日」は、「復活日」と読み替えます。
- 4 保険契約の復活に際しては、保険証券は発行しません。

7. 契約内容の変更

第17条＜保険料の払込方法（回数）の変更＞

- 1 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、会社の定める範囲で、年払、半年払または月払の保険料の払込方法（回数）を相互に変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

8. 保険契約者に対する貸付

第18条＜保険契約者に対する貸付＞

- 1 保険契約者は、学資年金支払開始日前に限り、解約払戻金額の9割（保険料払込済の保険契約については8割とし、また、保険料の自動振替貸付または本条の貸付があるときは、それらの貸付金の元利金を差し引きます。）の範囲内で、会社の定めた方法で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金額が会社の定める限度を下まわる場合には、会社は、本条の貸付を取り扱いません。
- 2 保険契約者が、本条の貸付を受けるときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。
- 4 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付または保険料の自動振替貸

- 付があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの貸付金の元利金を差し引きます。
- 5 本条の貸付および保険料の自動振替貸付の元利金が解約払戻金額をこえたときは、保険契約者は、会社所定の金額を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 6 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。
- 7 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。

9. 保険契約者の変更

第19条＜保険契約者の変更＞

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第20条＜保険契約者の住所の変更＞

- 1 保険契約者が、住所を変更したときは、ただちに会社に通知してください。
- 2 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社が知った最終の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

10. 契約の取消し・無効・解除

第21条＜詐欺による取消し＞

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第22条＜不法取得目的による無効＞

保険契約者が死亡給付金（保険料の払込免除を含みます。また、この保険契約に付加されている特約の保険金、給付金、保険料の払込免除を含み、その名称の如何を問いません。以下、本条において同じ。）を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第23条＜重大事由による解除＞

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。
- (1) 保険契約者または死亡給付金の受取人が、死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 保険契約者が詐取により保険料の払込免除を受ける目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (3) この保険契約の学資年金等（保険料の払込免除を含みます。以下、本条において同じ。）の請求に関し、学資年金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

- (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる学資年金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (5) 保険契約者、被保険者または学資年金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
- ①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④保険契約者または学資年金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (6) 保険契約者、被保険者、学資年金等の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者に該当する場合
- (7) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは学資年金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または学資年金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第6号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- 2 学資年金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による学資年金等を支払わず、また、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた免除事由による保険料の払込免除を行いません。もし、すでに学資年金等を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込免除をしていたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に解除の通知をします。
- 4 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金（解除が行われた日が学資年金支払開始日以後である場合は、学資年金の一時支払額とします。）があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、他のいかなる規定にかかわらず、第1項第6号の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金その他一切の金員を支払いません。

11. 解約・解約払戻金

第24条＜解約＞

- 1 保険契約者は、学資年金支払開始日前に限り、将来に向って保険契約を解約し、解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第25条＜基準学資年金額の減額＞

- 1 保険契約者は、学資年金支払開始日前に限り、将来に向って基準学資年金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の基準学資年金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の規定により基準学資年金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。
- 4 本条の規定により基準学資年金額を減額した場合に、保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、支払うべき金額をそれらの貸付金の元利金の返済にあてます。

第26条＜解約払戻金＞

- 1 解約払戻金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。
- 2 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第8条＜学資年金等の支払時期および支払場所＞の規定を準用します。

第27条＜受取人による保険契約の存続＞

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（学資年金等が債権者等に支払われたときは、その金額を差し引きます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者でないこと
 - (2) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- 3 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、この保険契約が消滅する場合で会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。
- 5 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、学資一時金の支払事由が生じ、会社が学資一時金を支払うべきときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 学資一時金の金額が第2項本文の金額以上のとき
会社は、第2項本文の金額の限度で、学資一時金を債権者等に支払います。この場合、第1項の解約はその効力を生じません。なお、債権者等への支払後に残額がある場合は、会社はその残額を学資一時金の受取人に支払います。
 - (2) 学資一時金の金額が第2項本文の金額に足りないとき
会社は、学資一時金を債権者等に支払います。この場合、第1項の解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に解約の効

力を生じるものとし、会社は、第2項本文の金額を限度に解約払戻金（同時に支払われる払戻金を含みます。）を債権者等に支払います。なお、債権者等への支払後に残額がある場合は、会社はその残額を保険契約者に支払います。

- 6 前項までの規定にかかわらず、第1項の解約の通知が会社に到達した日以後1か月以内に学資年金支払開始日が到来する場合には、解約の通知が会社に到達した日に解約の効力を生じるものとします。

12. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第28条＜年齢の計算＞

- 1 被保険者の契約年齢は、戸籍上に記載された出生年月日を基準として契約日における満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約の締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第29条＜年齢および性別の誤りの処理＞

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 契約時における実際の契約年齢が、会社の定めた保険料表の範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、実際の年齢が契約時の保険料表の最低年齢に達していない場合で、誤りが発見されたときすでにその年齢以上に達していたときには、最低年齢に達した日に契約が締結されたものとみなし、すでに払い込まれた保険料はその契約の保険料に充当します。
- (2) 契約時における実際の契約年齢が、会社の定めた保険料表の範囲内であったときは、実際の契約年齢にもとづいて保険料を改めます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづく契約年齢の保険料に改めます。
- 3 第1項第2号および前項の規定により保険料を改める場合には、つぎのとおりとします。
- (1) すでに払い込まれた保険料に超過分がある場合には、会社は、その差額を保険契約者に払い戻します。
- (2) すでに払い込まれた保険料に不足分がある場合には、保険契約者は、その差額を会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。ただし、学資年金等の支払事由が発生した後に誤りが発見された場合は、会社は、その差額を支払うべき学資年金等から差し引きます。

13. 契約者配当

第30条＜契約者配当＞

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

14. 時効

第31条＜時効＞

- 1 学資年金、死亡給付金または解約払戻金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合は消滅します。
- 2 据え置かれた学資一時金の支払を請求する権利は、学資年金支払開始日（学資年金支払開始日前に保険契約が消滅した場合は保険契約が消滅した時）から3年間請求がない場合は消滅します。

15. 管轄裁判所

第32条＜管轄裁判所＞

この保険契約における学資年金等の請求に関する訴訟については、会社の日本における主たる事務所の所在地または学資年金等の受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所（本庁とします。）のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

16. その他

第33条＜出生前加入特則＞

- 1 本特則は、被保険者となるべき者がこの保険契約の締結の際に胎児である場合に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この保険契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 前項に定める胎児（以下、「胎児」といいます。）は、出生した時から被保険者となります。
 - (2) 被保険者が出生したときは、保険契約者は、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、その旨を通知してください。
 - (3) 胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には、会社は、保険契約を無効とします。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 保険契約者は、胎児が流産または死産等により出生しなかったことを知ったときは、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、その旨を通知してください。
 - ② 会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
 - (4) 胎児が複数である場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 戸籍上先順位に記載された者を被保険者とします。
 - ② 前①の規定にかかわらず、保険契約の締結の際に保険契約者から、将来戸籍に記載される順位によって被保険者となるべき者を指定する申出があった場合には、戸籍上その順位に記載された者を被保険者とします。
 - ③ 胎児の流産または死産等により、指定した戸籍上の順位に該当する者が出生しなかった場合には、前号の規定を準用して取り扱います。
 - (5) 契約日における被保険者の契約年齢は、第28条＜年齢の計算＞の規定にかかわらず、0歳とします。
 - (6) この保険契約に第34条＜保険料払込免除特則＞の規定による保険料払込免除特則が付加されている場合には、第34条第3項第8号中、「被保険者が保険契約上の権利および義務のすべてを承継するものとします。」とあるのを「被保険者となるべき者が出生した時から、保険契約上の権利および義務のすべてを承継するものとします。」と読み替えます。
 - (7) 本特則のみの解約はできません。

第34条＜保険料払込免除特則＞

- 1 本特則は、この保険契約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この保険契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者が、つぎのいずれかに該当した場合には、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに該当した

ときは、その払込期月)以後の保険料の払込を免除します。

- ① 保険契約者が、保険料払込期間中に死亡したとき。
 - ② 保険契約者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に別表3に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となつた傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
 - ③ 保険契約者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に別表4に定める身体障害の状態（以下、「身体障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の不慮の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって身体障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 前号②にかかわらず、保険契約者が、責任開始期前の疾病を原因として高度障害状態に該当した場合はつぎのとおりとします。
- ① 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険料の払込を免除します。ただし、事実の一部が告知されなかつたことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。
 - ② その疾病について、責任開始期前に、保険契約者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、保険料の払込を免除します。ただし、その疾病による症状について保険契約者が認識または自覚していた場合を除きます。
 - (3) 第1号①の規定にかかわらず、保険契約者が、責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に自殺した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。この場合、保険契約は保険契約者の死亡時に消滅したものとし、会社は、保険料積立金を保険契約者の法定相続人に支払います。
 - (4) 第1号②の規定にかかわらず、保険契約者の故意により、保険契約者が高度障害状態に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
 - (5) 第1号③の規定にかかわらず、保険契約者が、つぎのいずれかにより身体障害状態に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
 - ① 保険契約者の故意または重大な過失
 - ② 保険契約者の犯罪行為
 - ③ 保険契約者の精神障害を原因とする事故
 - ④ 保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑤ 保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑥ 保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (6) 前3号の定めのほか、保険契約者がつぎのいずれかに該当した場合で、その原因により死亡、高度障害状態または身体障害状態に該当した保険契約者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときには、会社は、保険料の払込を免除しないことがあります。
 - ① 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態に該当したとき

② 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって身体障害状態に該当したとき

3 前項の定めのほか、本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。この場合、保険契約者または被保険者は、遅滞なく必要書類(別表1)を会社に提出して、保険料の払込の免除を請求してください。

(2) 第8条<学資年金等の支払時期および支払場所>の規定は、保険料の払込免除についても準用します。

(3) 保険契約の締結または復活の際、会社が、支払事由の可能性に関する重要な事項について告知を求めた場合には、告知書で質問した事項について、保険契約者は、その告知書によって告知してください。

(4) 保険契約者が、前号の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向つて保険契約を解除することができます。この場合、つぎのとおりとします。

① 会社は、保険料の払込の免除事由が生じた後でも保険契約を解除し、つぎの取扱をすることができます。

(ア) 保険料の払込免除を行いません。

(イ) 会社は、すでに保険料の払込免除を行つているときでも、払込を免除した保険料の払込がなかつたものとして取り扱うことができます。

② 前①の規定にかかわらず、保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となつた事実によらなかつたことを保険契約者または被保険者が証明したときは、保険料の払込免除を行います。

③ 本号の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に解除の通知をします。

④ 本号の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

(5) 会社は、つぎのいずれかの場合には、前号による保険契約の解除をできません。

① 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき

② 保険媒介者が、保険契約者が第3号の告知をすることを妨げたとき

③ 保険媒介者が、保険契約者に対し、第3号の告知をしないことを勧めたときまたは事実でないことを告げることを勧めたとき

④ 会社が、保険契約締結の後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日からその日を含めて1か月が経過したとき

⑤ 保険契約が責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続しているとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に保険料の払込の免除事由が発生した場合には、2年をこえていても会社は保険契約を解除することができます。

(6) 前号②および③の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第3号の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(7) 第2条<会社の責任開始期>第1項第2号中、「第1回保険料相当額を受け取った時」とあるのを「第1回保険料相当額を受け取つ

た時（保険契約者に関する告知の前に受け取った場合には、告知の時。）」と読み替えます。

- (8) 第19条＜保険契約者の変更＞の規定は適用せず、保険契約者が死亡したときは、被保険者が保険契約上の権利および義務のすべてを承継するものとします。
- (9) 保険契約者の年齢の計算については、第28条＜年齢の計算＞の規定を準用します。
- (10) 第29条＜年齢および性別の誤りの処理＞を、つぎのとおり読み替えます。

第29条＜年齢および性別の誤りの処理＞

- 1 保険契約申込書に記載された保険契約者または被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 契約時における実際の契約年齢が、会社の定めた保険料表の範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、実際の年齢が契約時の保険料表の最低年齢に達していない場合で、誤りが発見されたときすでにその年齢以上に達していた場合には、最低年齢に達した日に契約が締結されたものとみなし、すでに払い込まれた保険料はその契約の保険料に充当します。
 - (2) 契約時における実際の契約年齢が、会社の定めた保険料表の範囲内であったときは、実際の契約年齢にもとづいて保険料を改めます。
- 2 保険契約申込書に記載された保険契約者または被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづく契約年齢の保険料に改めます。
- 3 第1項第2号および前項の規定により保険料を改める場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) すでに払い込まれた保険料に超過分がある場合には、会社は、その差額を保険契約者に払い戻します。
 - (2) すでに払い込まれた保険料に不足分がある場合には、保険契約者は、その差額を会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。ただし、学資年金等の支払事由が発生した後に誤りが発見された場合は、会社は、その差額を支払うべき学資年金等から差し引きます。
- (11) 保険料の払込免除または保険料積立金を請求する権利に関する時効については、第31条＜時効＞第1項の規定を準用します。
- (12) 保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、第32条＜管轄裁判所＞の規定を準用します。
- 4 第2項の規定により保険料の払込を免除した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 契約内容の変更に関する規定は適用しません。
 - (2) 払込を免除した保険料は、払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- 5 本特則のみの解約はできません。

指定代理請求特約

(平成28年3月22日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない所定の事情がある場合等に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって請求を行うことを可能とすることを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際または締結した後に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約を締結した後にこの特約を付加する場合には、会社がこの特約の付加を承諾した日をこの特約の付加日とします。

第2条＜特約の対象となる給付金等＞

この特約の対象となる給付金等（以下、「給付金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約（以下、「付加特約」といいます。）の給付のうち、つぎのとおりとします。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である給付金（保険金、一時金、年金、祝金、支援金を含み、名称の如何を問いません。以下同じ。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条＜指定代理請求人の指定＞

保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者（以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。

- (1) つぎの範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内のものを指定できます。ただし、第4条第1項による請求の際には、必要書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、第4条第1項各号に定める特別な事情があると会社が認めることを要します。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞

- 1 給付金等の受取人（保険料の払込免除の場合には保険契約者。以下同じ。）が給付金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表1）を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合

特約

指定代理請求特約

(3) その他前2号に準じる状態（給付金等の受取人が死亡した場合を除きます。）であると会社が認めた場合

2 前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条＜指定代理請求人の指定＞に定める範囲内であることを要します。

3 給付金等の受取人に給付金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が請求時に第3条＜指定代理請求人の指定＞に定める範囲外である場合もしくは指定されていない場合（第5条＜指定代理請求人の変更および指定の撤回＞の規定により指定代理請求人が撤回された場合および指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）または指定代理請求人に給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、つきの各号に定めるいずれかの者（以下、「代理請求人」といいます。）が必要書類（別表1）を提出して、会社の承諾を得て、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。

(1) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

(2) 前号に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族

(3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者

4 本条の規定により会社が給付金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

5 主約款および付加特約の特約条項の身体診査、病歴確認等の規定に定めるほか、会社は、事実の確認に際し、指定代理請求人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

第5条＜指定代理請求人の変更および指定の撤回＞

1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は第3条＜指定代理請求人の指定＞に定める範囲内で指定することを要します。

2 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。

3 保険契約者が、前2項の変更または撤回を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

4 第1項の変更または第2項の撤回は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第6条＜告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知＞

主契約または付加特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款および特約条項の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または代理請求人に解除

の通知をします。

第7条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第8条＜特約の消滅＞

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 この特約の消滅前に支払事由に該当した給付金等については、第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞の規定を適用します。

第9条＜主約款、特約条項の代理請求に関する規定の不適用＞

この特約を付加した場合には、主約款または付加特約の特約条項に指定代理請求人または代理請求人による請求に関する規定があるときでも、当該規定を適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとします。

第10条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第11条＜主契約ががん保険の場合の取扱＞

（記載省略）

第12条＜主契約が新医療保険、疾病入院保険の場合の取扱＞

（記載省略）

第13条＜主契約が5年ごと利差配当付こども保険、こども保険〔2009〕の場合の取扱＞

この特約を5年ごと利差配当付こども保険またはこども保険〔2009〕に付加した場合は、つぎのとおりとします。

- (1) 被保険者については、指定代理請求人の指定はできません。また、給付金等の受取人が第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞第1項に定める状態に該当したときには、同条第3項の規定を適用します。
- (2) 主契約に保険料払込免除特則が付加されているときには、つぎのとおりとします。
① 第2条＜特約の対象となる給付金等＞第2号をつぎのとおり読み替えます。
（2）保険料の払込免除
② 第3条＜指定代理請求人の指定＞をつぎのとおり読み替えます。

第3条＜指定代理請求人の指定＞

保険契約者は、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定してください。

- (1) つぎの範囲内の者
 - ① 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - ② 保険契約者の直系血族
 - ③ 保険契約者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内のものを指定できます。ただし、

第4条第1項による請求の際には、必要書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、第4条第1項各号に定める特別な事情があると会社が認めることを要します。

- ① 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている者
- ② 保険契約者の療養看護に努め、または保険契約者の財産管理を行っている者
- ③ 保険料の払込免除を請求する場合には、第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞第3項および第5項中、「被保険者」とあるのを「保険契約者」と読み替えて適用します。
- ④ 第5条＜指定代理請求人の変更および指定の撤回＞第1項および第2項を、つぎのとおり読み替えます。
 - 1 保険契約者は、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は第3条＜指定代理請求人の指定＞に定める範囲内で指定することを要します。
 - 2 保険契約者は、指定代理請求人の指定を撤回することができます。

第14条＜主契約に総合介護保障移行特約などが付加されている場合の取扱＞

（記載省略）

保険料口座振替特約

(平成26年9月22日改定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途中において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（会社が保険料の収納業務を委託している会社の指定する金融機関等を含みます。以下、「提携金融機関等」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 この特約による口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>

- 1 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の口座振替が不能となったときには、保険契約者は、振替日の属する月の末日までに、第1回保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払の保険契約の場合、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。
 - (2) 年払または半年払の保険契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。
- 3 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社または会社

特約

保険
料口
座振
替特
約

の指定した場所に払い込んでください。

第5条＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞

第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合

主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を契約日とします。

ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。

- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合

主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とします。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。

- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合

主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

第6条＜指定口座または提携金融機関等の変更＞

1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を、他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および提携金融機関等に申し出てください。

2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。

3 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。

4 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条＜特約の消滅＞

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 月払の保険契約の場合で、保険料の自動振替貸付が行われたとき
(2) 保険契約が消滅または失効したとき
(3) 保険料の前納が行われたとき
(4) 保険料の払込を要しなくなったとき
(5) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
(6) 第1条＜特約の適用＞第2項に該当しなくなったとき

第8条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。この場合、第5条＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞の規定は適用しません。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合

- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料の振替日」と読み替えます。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日」と読み替えます。
- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知日のいずれか遅い日」と読み替えます。
- ④ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①から③の規定を準用します。
- ⑤ 上記①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- ⑤ 主契約にがん特約が付加されている場合、がん特約の特約条項の規定にかかわらず、「第1回保険料の振替日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日」をがん特約の責任開始日とします。

第10条＜給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則＞

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。以下同じ。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- (2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。
- ① 月払契約の場合
当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）
- ② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

(3) 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

- (3) 当該特約の第1回保険料の口座振替が不能となり、第4条＜保険料口座振替不能の場合の取扱＞第2項を準用して翌月に第1回保険料の口座振替が行われた場合には、第1回保険料が振り替えられた日の属する月の前月を第1回保険料が振り替えられた日の属する月とみなして前号の規定を適用します。

- (4) 第4条＜保険料口座振替不能の場合の取扱＞第3項を準用して当該特約の第1回保険料が払い込まれた場合には、本条の規定は適用せず、当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日の規定を適用します。

保険料クレジットカード支払特約

(平成26年9月22日改定)

第1条<特約の適用>

- この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「指定カード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社（本特約を通じて「当保険会社」をいいます。）がこれを承諾した場合に適用します。
- 前項の指定カードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されたものまたは使用を認められたものであることを要します。

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性の確認（利用限度額内であること等の確認を含みます。以下同じ。）を得た上で、つぎの時に、指定カードにより保険料相当額を決済すること（以下、「クレジットカード支払」といいます。）によって会社に払い込まれるものとします。
 - 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の場合は、会社がクレジットカード支払を承諾した時
 - 第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日
- 同一の指定カードで2件以上の保険契約のクレジットカード支払を行う場合には、保険契約者は、会社に対しその決済順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第1項のクレジットカード支払がなかったものとして取り扱います。
- この特約によるクレジットカード支払によって払い込まれた保険料については、領收証の発行は行いません。

第4条<第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱>

第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったときは、会社は、保険契約の申込がなかったものとして取扱います。

第5条<指定カードまたはカード会社の変更>

- 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、指定カードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカード

に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。

- 2 保険契約者が、保険料のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定カードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。

第6条＜特約の消滅＞

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第2回以後の保険料について、会社が指定カードの有効性の確認を得られなかつたとき
- (2) 第2回以後の保険料について、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかつたとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の前納が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなつたとき
- (6) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき

第7条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第8条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
 - ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。

- ③ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①および②の規定を準用します。
- ④ 上記①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第9条＜給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則＞

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。

(2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。

① 月払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）

② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

責任開始期に関する特約

(平成29年2月20日制定)

第1条<特約の適用>

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。

第2条<責任開始期および契約日>

- 1 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の責任開始期とします。
 - (2) 前号の責任開始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、責任開始期から契約日の前日までの間に、主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等（以下、「給付金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、保険契約の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合は、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条<第1回保険料の払込および猶予期間等>

- 1 保険契約者は、第1回保険料を払込期月内に会社に払い込んでください。
- 2 第1回保険料の払込期月は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
- 3 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
- 4 前条第2項または第3項の規定により月払の保険契約の責任開始期の属する日を契約日としたときは、主約款の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第4条<第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合>

- 1 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約の特約条項に規定する給付金等の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき給付金等から差し引きます。また、第2回以後の保険料について、主約款または特約の特約条項の規定に基づいて差し引くべき未払保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき給付金等から差し引きます。
- 2 前項の場合、支払うべき給付金等が第1回保険料（注1）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（注1）を払い込んでください。

第1回保険料（注1）の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき給付金等を支払いません。

3 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約の特約条項に規定する保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（注2）を払い込んでください。第1回保険料（注2）の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

（注1）第1項の規定により、第1回保険料と合わせて差し引くべき第2回以後の未払込保険料を含みます。

（注2）主約款または特約の特約条項の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。

第5条＜第1回保険料が払い込まれないことによる無効＞

1 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、主契約および付加された特約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、かつ、前条第2項に該当しない場合を除きます。

2 前項の規定によって主契約および特約を無効とした場合、保険料積立金その他払戻金の払い戻しはありません。

第6条＜特約の解約＞

主契約が解約される場合を除き、この特約の解約は取り扱いません。

第7条＜第1回保険料の払込前の保険契約の解約払戻金＞

第1回保険料の払込前の主契約および特約には解約払戻金はありません。

第8条＜主約款の規定の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条＜保険料口座振替特約とあわせて主契約に付加した場合の特則＞

この特約を保険料口座振替特約とあわせて主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 保険料口座振替特約の＜保険料口座振替不能の場合の取扱＞の規定、＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞の規定および＜契約日等の特則＞の規定は適用しません。

(2) 振替日に保険料の口座振替が不能となったときには、つぎのとおり取り扱います。

① 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となったとき（第1回保険料から口座振替を行う場合で、提携金融機関等に対して第1回保険料の口座振替請求が行われなかつたときを含みます。）

② 月払の保険契約の場合

(a) 翌月の振替日に第2回保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。

(b) (a)の口座振替も不能となった場合は、翌々月の振

替日に第3回保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。

(1) 年払または半年払の保険契約の場合

(a) 振替日の属する月の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。

(b) (a)の口座振替も不能となった場合は、振替日の属する月の翌々月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。

(2) 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となつたとき(①に該当する場合を除きます。)

(ア) 月払の保険契約の場合

翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。

(イ) 年払または半年払の保険契約の場合

振替日の属する月の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。

(3) 前号の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、この特約または主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第10条<保険料クレジットカード支払特約とあわせて主契約に付加した場合の特則>

この特約を保険料クレジットカード支払特約とあわせて主契約に付加した場合には、保険料クレジットカード支払特約の<第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱>の規定および<契約日等の特則>の規定は適用しません。

第11条<団体取扱特約等とあわせてがん保険以外の主契約に付加した場合の特則>

(記載省略)

第12条<がん保険に付加した場合の特則>

(記載省略)

第13条<被保険者に関する告知が不要な保険契約に付加した場合の特則>

1 この特約を終身保険〔無選択型〕等の被保険者に関する告知が不要な保険契約に付加した場合には、第2条<責任開始期および契約日>第1項第1号中、「保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいづれか遅い時」とあるのを「保険契約の申込を受けた時」と読み替えます。

2 前項にかかわらず、この特約を保険料払込免除の保障があるこども保険に付加した場合には、第2条第1項第1号中、「被保険者」とあるのを「保険契約者」と読み替えます。

第14条<健康割引特約とあわせて主契約に付加した場合の特則>

(記載省略)

別表1 請求書類

(注) 会社は、下記以外の書類の提出を求め、または下記の書類の一部の省略を認めることができます。

<こども保険〔2009〕>

項目	必要書類
学資一時金	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書・保険証券
学資年金	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書・保険証券
死亡給付金	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書）・被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書・保険証券
保険料の払込免除	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・第34条第2項第1号①の場合には、会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書）・第34条第2項第1号②または③の場合には、会社所定の様式による医師の診断書・第34条第2項第1号③の場合には、つぎの書類<ul style="list-style-type: none">(1) 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合）(2) 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合）・保険契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・被保険者の住民票・保険証券
解約等	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書

・解約 ・基準学資年金額の減額	・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
復活	・会社所定の請求書 ・保険契約者についての会社所定の告知書 (会社が特に提出を求めた場合)
保険料の払込方法(回数)の変更	・会社所定の請求書
保険契約者に対する貸付	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
保険契約者の変更	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
出生通知	・会社所定の通知書 ・被保険者の戸籍抄本 ・保険証券
不出生の通知	・会社所定の通知書 ・医師または助産婦の流産・死産等を証する書類 ・保険証券
未経過期間に対応した保険料相当額の払い戻し	・会社所定の請求書 ・被保険者の住民票 ・保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書
受取人による保険契約の存続	・会社所定の請求書 ・受取人の印鑑証明書 ・受取人の戸籍抄本 ・債権者等への支払を証する書類

＜指定代理請求特約＞

項目	必要書類
指定代理請求による給付金等の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者（5年ごと利差配当付こども保険またはこども保険〔2009〕の保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）と指定代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し ・給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
代理請求による給付金等の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者と代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 ・指定代理請求人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
指定代理請求人の変更等 ・指定代理請求人の変更 ・指定代理請求人の撤回 ・特約の解約	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

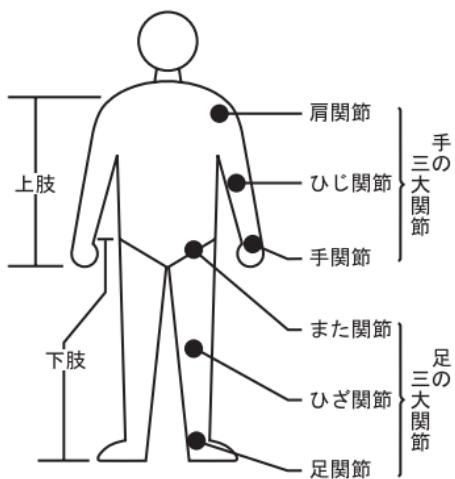
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

〈備考〉

【別表3 対象となる高度障害状態】について

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

身体部位の名称はつきの図のとおりとします。



別表4 対象となる身体障害状態

対象となる身体障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 10手指の用を全く永久に失ったもの
6. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
7. 10足指を失ったもの
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

＜備考＞

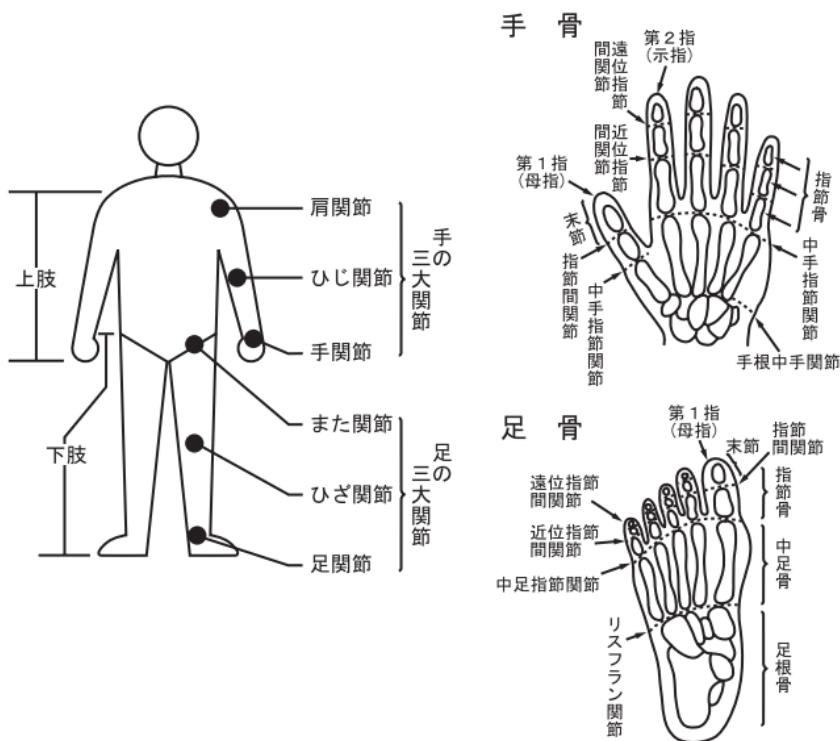
【別表4 対象となる身体障害状態】について

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、 $1/4(a + 2b + c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
4. 手指の障害
 - (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
6. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、

または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

身体部位の名称はつきの図のとおりとします。



別表14 死亡給付金額

つきの算式によって計算される金額とします。

1. 保険料の払込方法（回数）が月払、半年払または年払の保険契約（基準学資年金額に対する月払保険料）×（被保険者が死亡したときまでの経過月数）

(注1) 「被保険者が死亡したときまでの経過月数」は、契約日から被保険者の死亡日までの月数をいいます。ただし、保険料払込期間を超えないものとします。なお、端数は切り上げます。

(注2) 基準学資年金額の減額が行われた場合には、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の基準学資年金額であったものとして計算します。

●つぎのような場合には、募集代理店またはアフラックコールセンターにご連絡ください。

1. 通信先の変更

- ・転居により、住所が変わったとき
- ・町名、番地などが変わったとき

2. お受取人の変更

- ・結婚などにより、お受取人を変更したいとき
- ・お受取人が死亡したとき

3. ご契約者の変更

- ・ご契約者が死亡したとき

4. 名義の変更

- ・結婚・養子縁組などにより、姓が変わったとき
- ・名前を変えたとき

5. 保険証券の再発行

- ・保険証券を紛失したとき

アフラックコールセンター ●受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00

■ 0120-5555-95 土曜日 9:00～17:00

(祝日・年末年始は除く。月曜日は電話が込み合うことがあります。)

※ご連絡の際には、保険証券に記載された証券番号、ご契約者と被保険者の氏名・生年月日・ご住所をお知らせください。

指定紛争解決機関について

○指定紛争解決機関（ADR機関）は（一社）生命保険協会です。

○（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）

○なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

● 給付金等ご請求手続きの流れ

給付金等の支払事由に該当された場合は請求のお手続きが必要です。万一、給付金等の支払事由に該当された場合は、次のとおりお手続きください。

お客様

担当代理店
またはアフラック

1 請求のご連絡

担当代理店またはアフラックまでご連絡ください。
※患者様に病名を告知されていない場合など、ご心配な点はご相談ください。



2 請求のご案内

請求に必要な書類をお送りします。



3 書類の準備・提出

請求書類をご準備のうえ、アフラックへご返送ください。



4 請求書類の確認

請求書類が到着後、アフラックで内容を確認します。



6 給付金等のお受取り

5 お支払い

給付金等をお支払いします。

アフラック保険金部フリーダイヤルで承っています

0120-555-877

通話料無料

携帯OK

●受付時間 9:00~17:00 ●月曜日~金曜日(祝日を除く)

※月曜日は電話が込み合うことがあります。

アフラックホームページからもお手続きいただけます

<http://www.aflac.co.jp/seikyu>

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことのを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みください。

特に

- クーリング・オフ制度（お申込の撤回または解除について）
- 給付金・保険金・年金などをお支払いできない場合について
- 告知義務について
- 保障の開始について
- 保険料のお払込方法について
- 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効について
- ご契約の復活について
- 解約と解約払戻金について

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことので、告知および保険料の受領など募集代理店の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら当社にお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

2016年12月作成

募集代理店



アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

当社保険に関するお問合せ・各種お手続き

コールセンター 0120-5555-95